第５次西条市障がい者福祉計画
（案）

（障害者基本法に基づく第4次障がい者基本計画
障害者総合支援法に基づく第5次障がい福祉計画
児童福祉法に基づく第1次障がい児福祉計画）

平成 30 年　月

西　条　市

目　次

第１編 総　論 3

第１章　計画策定にあたって 4
第２章　障がい者福祉に関する現状 8
第３章　障がい者施策の重点課題 19
第４章　計画の基本的方向な考え方 21

第２編 障がい者基本計画 25

施策の体系 26
第１章　啓発・広報の推進 27
第２章　保健・医療の充実 32
第３章　教育・育成の充実 36
第４章　雇用・就業の確保 38
第５章　生活支援サービスの充実 41
第６章　生活環境の整備・充実 45
第７章　学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進 48
第８章　差別の解消、権利擁護の推進 50

第３編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 52

第１章　平成 32 年度の数値目標 53
第２章　障がい福祉サービスの見込みと確保方策 56
第３章　障がい児福祉サービスの見込みと確保方策 74

第４編 計画推進に向けて 80

第１章　計画の推進体制 81
第２章　計画の点検及び評価 82

第５編 資料編 83

第 1 編

総　論

第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨

本市では、平成 27 年度から「第４次障がい者基本計画（平成 27 年度～平成 32 年度）」ならびに「第４次障がい福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」のもと、障がい者福祉を推進してきました。

その間、国においては「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「差別解消法」という。）等、国内法の整備が進められたほか、平成 30 年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」が改正予定となり、障がい者の就労支援や地域で安心して生活できる社会の実現等、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増しているといえます。

このたび、第４次障がい福祉計画が計画期間終了を迎えることや、国の制度改正等や本市の障がい者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「第５次西条市障がい者福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。なお、「児童福祉法」の改正を受け、本計画では「西条市第１次障がい児福祉計画」も一体的に策定するものとします。

障がい者基本計画

障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がい者のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込量等を定めた計画です。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

＜策定する事項＞

●平成 32 年度における成果目標
・福祉施設から地域生活への移行
・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築　等

●障がい者（児）福祉サービス
・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
・見込み量確保のための方策

●地域生活支援事業（必須事業、任意事業）
・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
・見込み量確保のための方策

２．計画の位置付け

本計画は、「障害者総合支援法」に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

●「市町村障害福祉計画」
　「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画。
●「市町村障害児福祉計画」
　「児童福祉法」第 33 条の規定に基づき、障がい児福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画。

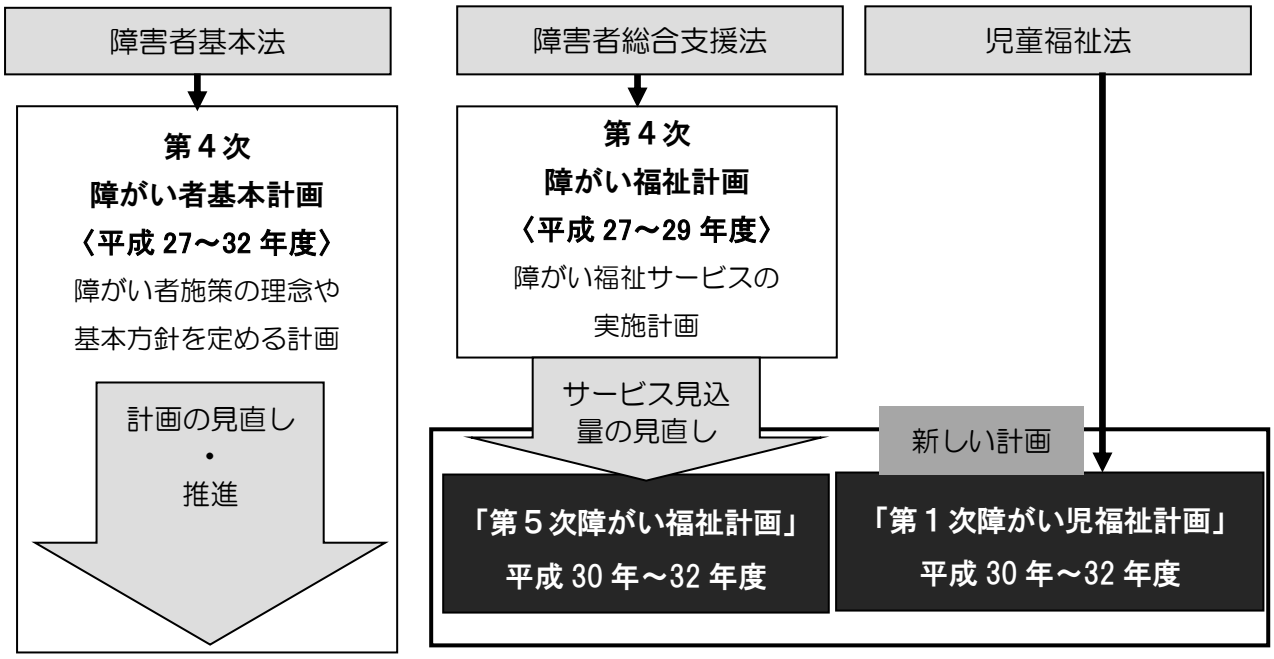

３．他計画との関連

本計画は、国の「障害者基本計画（第４次）」（平成 30 年度～34 年度）、「障害者福祉計画（第５期）」（平成 30 年度～32 年度）や県の「愛媛県障害者計画（第４次）」（平成 27 年度～平成 31 年度）、「愛媛県障害者福祉計画（第５期）」（平成 30 年度～32 年度）また、本市における上位計画である「第２期西条市総合計画」（平成 27 年度～平成 36 年度）との整合を図りつつ、「西条市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災等の関連分野の計画とも連携しながら推進するものとします。

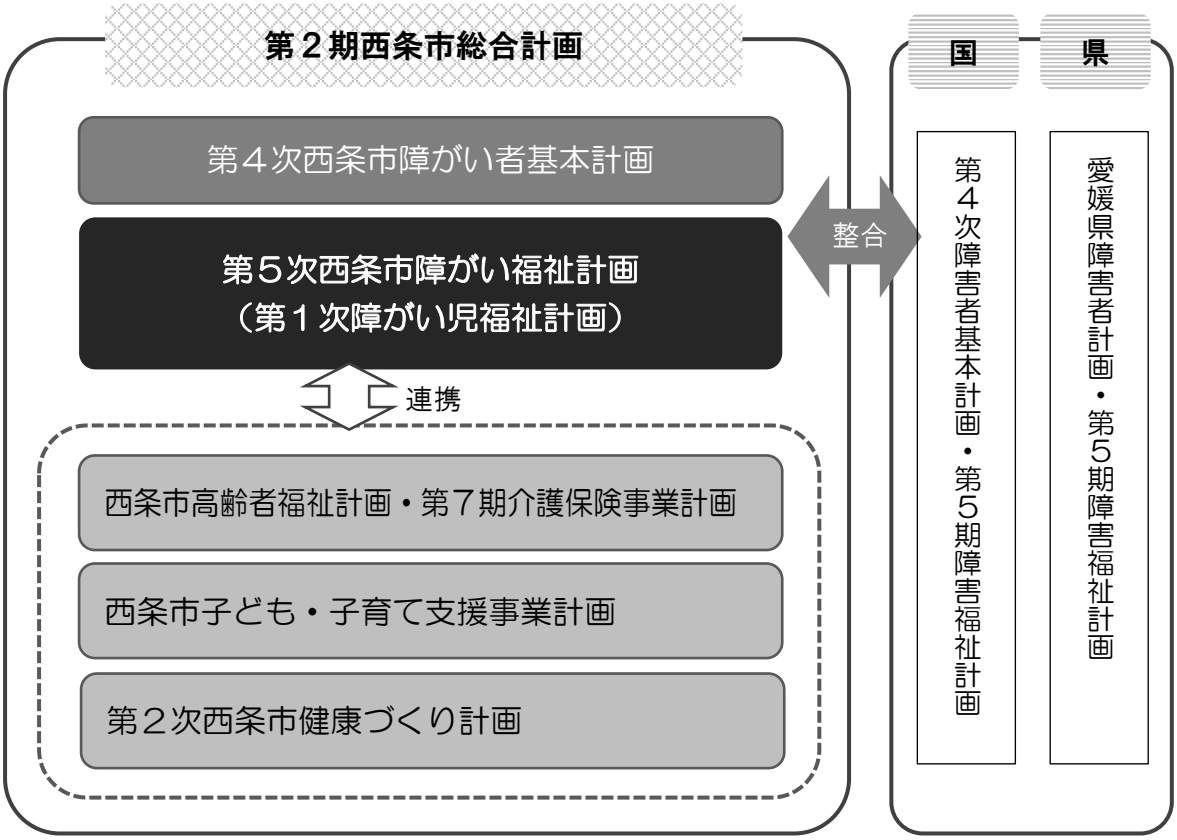

４．計画の期間

「第５次障がい福祉計画」は平成 27 年度から平成 32 年度までの６年間の計画を策定した「第４次障がい者基本計画」の必要部分を見直し、改訂するものとし、「第５次障がい福祉計画」及び「第１次障がい児福祉計画」における計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの３年間とします。

＜計画の期間＞

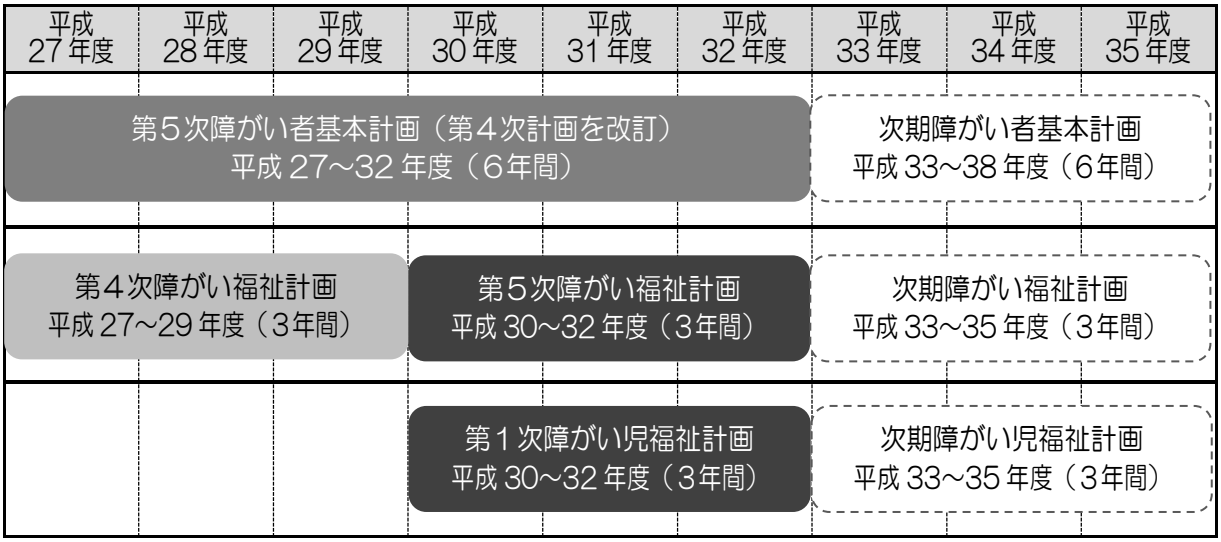

５．計画の対象者

本計画の対象は、すべての市民、地域団体、障がい福祉サービス事業所、企業、関係機関等とします。

また、障がい者について、「障害者基本法」第二条において次のように定義しています。

> 身体障害、知的障害、精神障害（※発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとつて日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
>
> 障害者基本法第二条　より

第２章　障がい者福祉に関する現状

１．統計からみる本市の現状

（１）人口・世帯の状況

総人口は緩やかに減少しており、平成 29 年には 111,619 人となっています。年齢３区分別にみると、0～14 歳人口、15～64 歳人口が減少する一方で、65 歳以上人口は増加しており、高齢化率も年々上昇しています。

また、世帯数が年々増加する一方で、１世帯あたりの人員数は減少しており、平成 29 年には 2.22 人となっています。

■年齢３区分別人口と高齢化率の推移

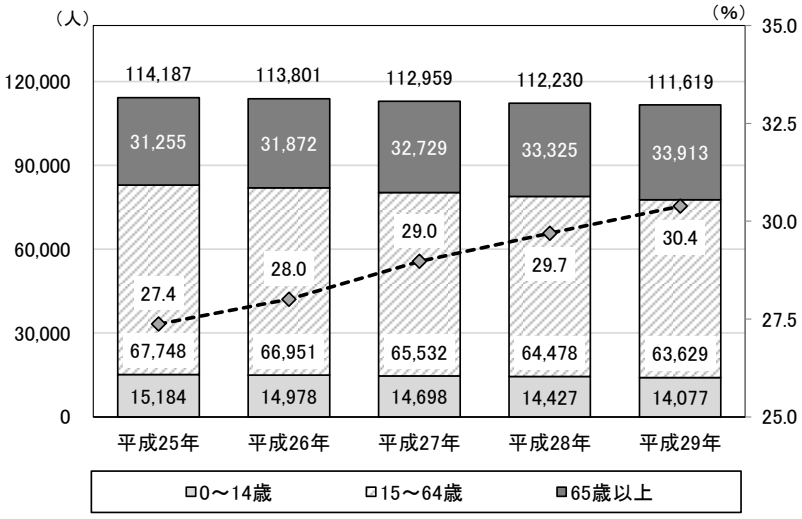

資料：【国】住民基本台帳

■世帯数と１世帯あたり人員の推移

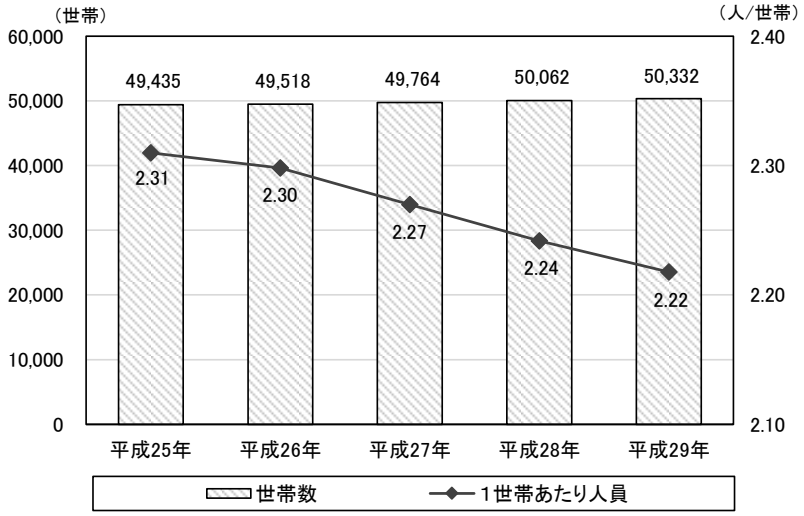

資料：【国】住民基本台帳

（２）障がい者の状況

①身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者は、年々減少しています。

年齢別にみると、18 歳未満は年度によって微増微減を繰り返していますが、18 歳以上は平成 26 年度以降、減少しています。

また、等級別にみると、全ての等級で概ね減少傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

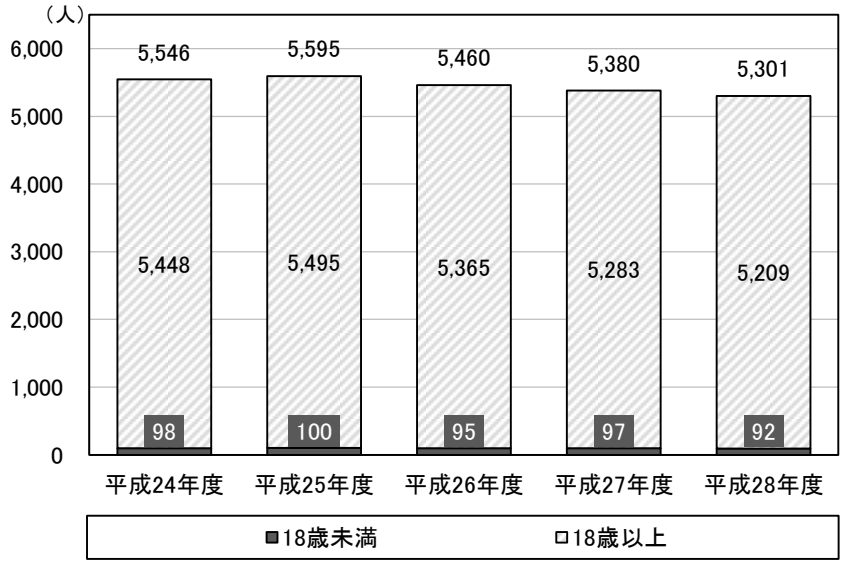

資料：西条市

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

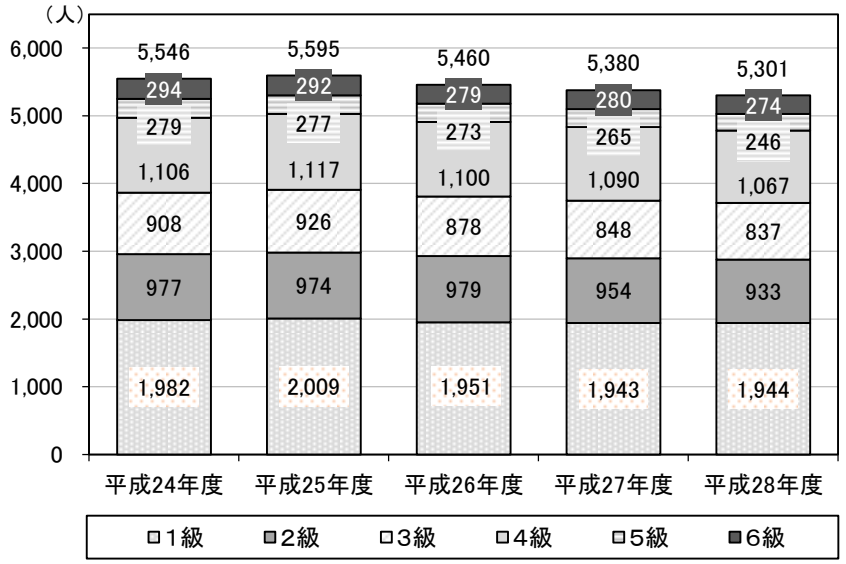

資料：西条市

②療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は、年々増加しており、５年間で約 17%増加しています。

年齢別にみると、18 歳未満は年度によって微増微減を繰り返していますが、18 歳以上は増加しています。

また、程度別にみると、重度（A）、中軽度（B）ともに増加しています。特に中軽度（B）は、平成 28 年度に 682 人となっており、平成 24 年度と比べて 130 人増加しています。

■療育手帳所持者数の推移（年齢別）

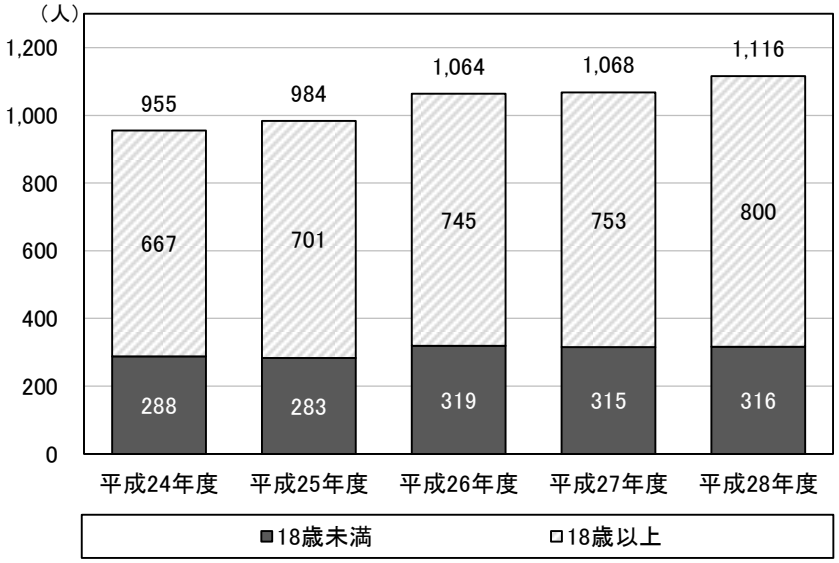

資料：西条市

■療育手帳所持者数の推移（程度別）

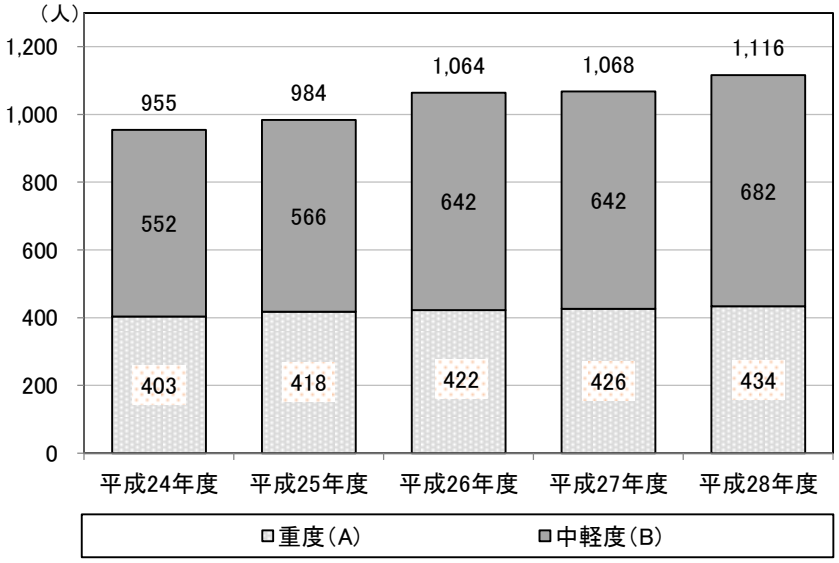

資料：西条市

③精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者も、年々増加しており、５年間で約 40%増加しています。

等級別にみると、１級は年度によって微増微減を繰り返していますが、２級及び３級は増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

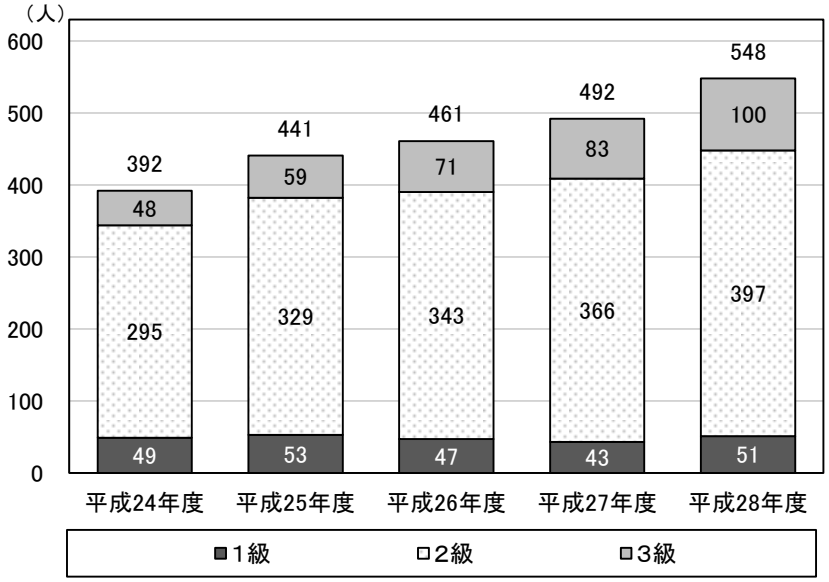

資料：西条市

２．アンケート調査からみえる障がい者のニーズ

（１）調査概要

調査目的　：市内にお住まいの障がいのある方から、日ごろの生活状況や、障がい福祉サービス等に関するご意見をお伺いし、計画づくりに反映する。

調査の対象：本市にお住まいで障がいをお持ちの方から 2,000 人を任意抽出

調査時期　：平成 29 年８月

調査方法　：選択又は記述方式の調査票を郵送により配付・回収

調　査　票	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
当事者対象	2, 000 件	1, 036 件	51. 8%

（２）調査結果の概要

①ご本人の性別・年齢について

○性別についてみると、「男性」が 54.7%、「女性」が 43.6%となっています。
○年齢についてみると、「60～69 歳」が 25.3%ともっとも高く、次いで「50～59 歳」23.7%となっています。

■性別

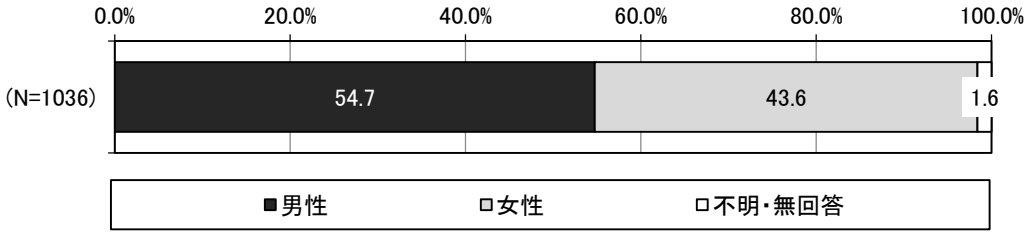

■年齢

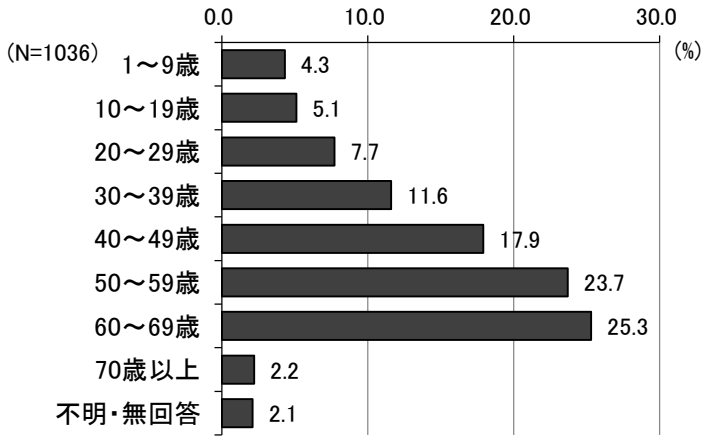

②障がいの状況について

○「身体障害者手帳」が 57.1%ともっとも高く、次いで「療育手帳」が 33.0%、「精神障害者保健福祉手帳」が 18.6%となっています。

■障がいの状況

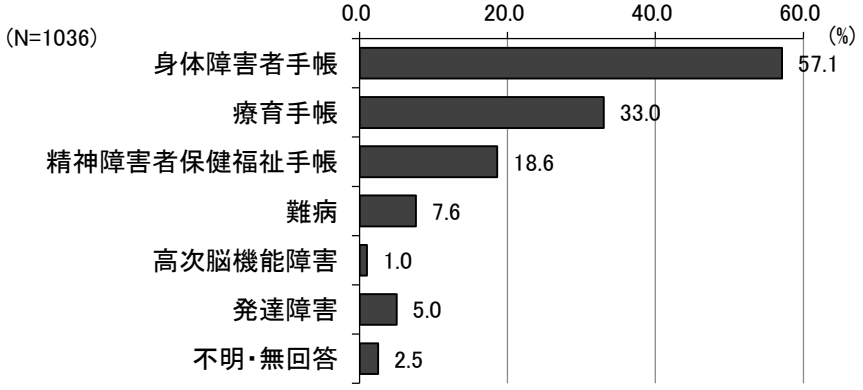

③障がい福祉サービスの利用について

○現在、障がい福祉サービスを利用しているかについてみると、「利用している」が 51.4%、「利用していない」が 35.7%、「わからない」が 5.3%となっています。

■現在、障がい福祉サービスを利用しているか

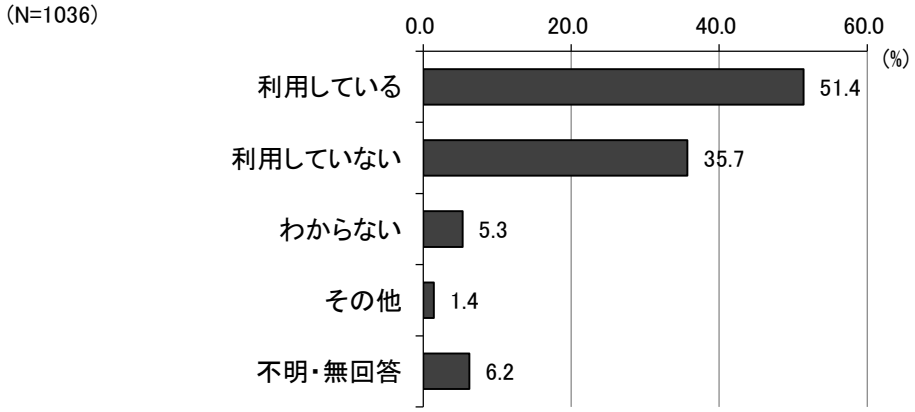

④今後どこで暮らしたいかについて

○今後どこで暮らしたいかについてみると、「自宅で暮らしたい」が 61.2%ともっとも高く、次いで「病院や施設を利用したい」が 11.4%、「わからない」が 9.7%となっています。

■今後どこで暮らしたいか

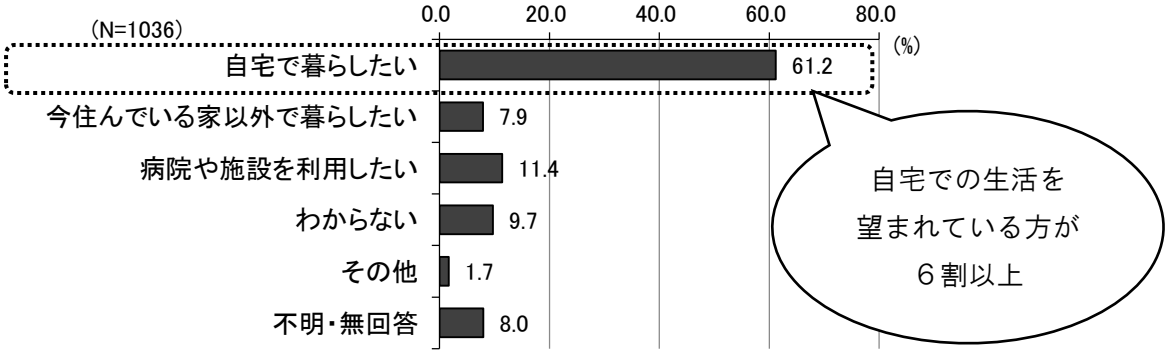

⑤安全・安心について

○避難場所への行き方を知っているかについてみると、「避難場所も行き方も知っている」が 40.3%ともっとも高く、次いで「障がいのある本人は知らないが、保護者や介助者などが知っている」が 19.7%、「避難場所を教えてもらったことがない」が 11.1%となっています。

■避難場所への行き方を知っているか

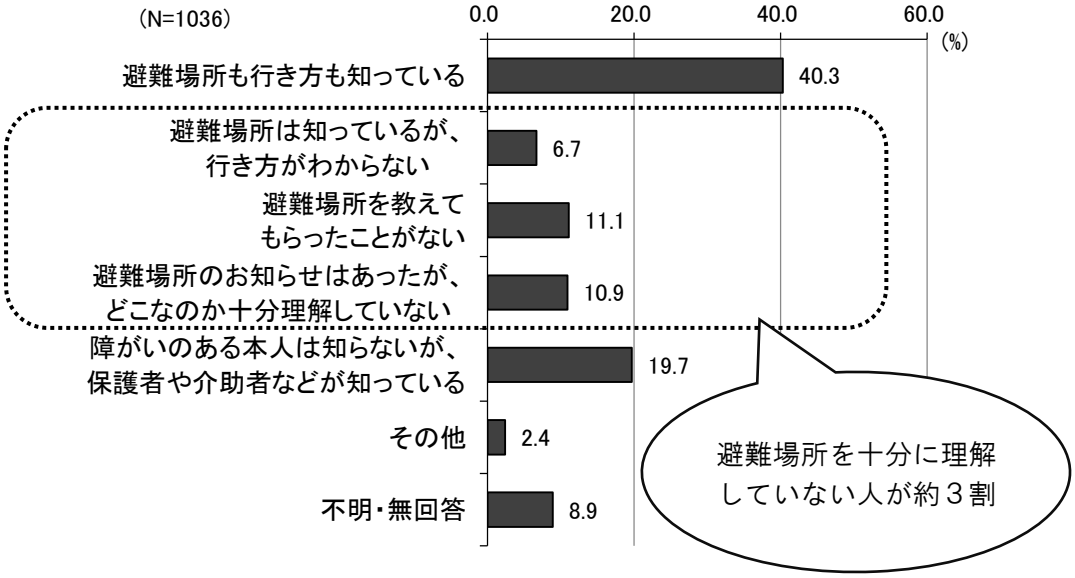

⑥就労について

○働く場合、どのような配慮を希望するかについてみると、「障がいに合わせた働き方ができること（内容、勤務時間、休憩、休暇などの配慮）」が 54.5%ともっとも高く、次いで「働ける職場が増えること」が 31.7%、「長く働くことができること」が 22.9%となっています。

■働く場合、どのような配慮を希望するか

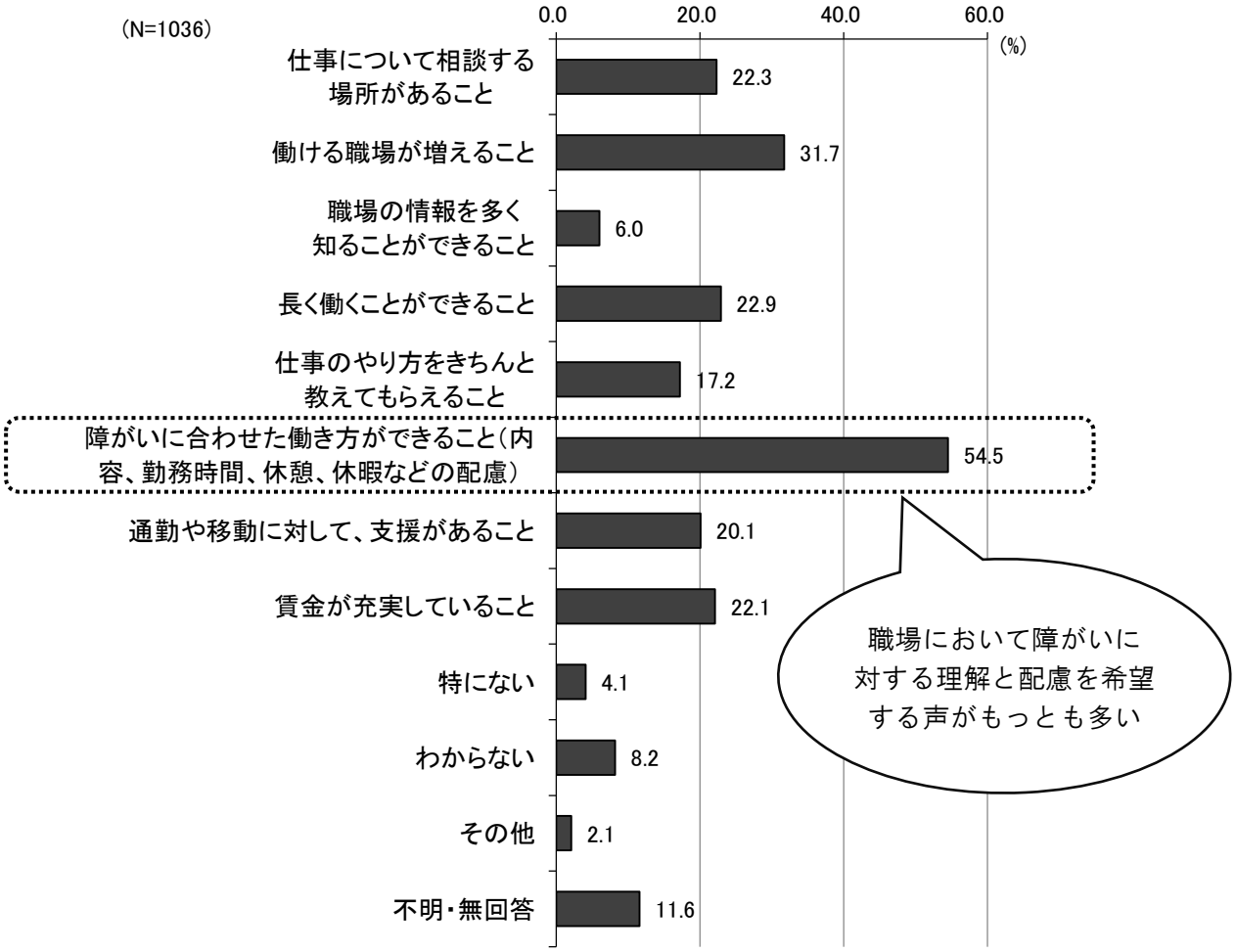

⑦障がい福祉サービスの利用意向について

○【今後利用したい障がい福祉サービス】においては「移動支援」が 24.8%ともっとも高く、次いで「生活介護」が 22.1%、「短期入所（ショートステイ）」が 21.2%となっています。

今後利用したい障がい福祉サービス

※「不明・無回答」含まない場合

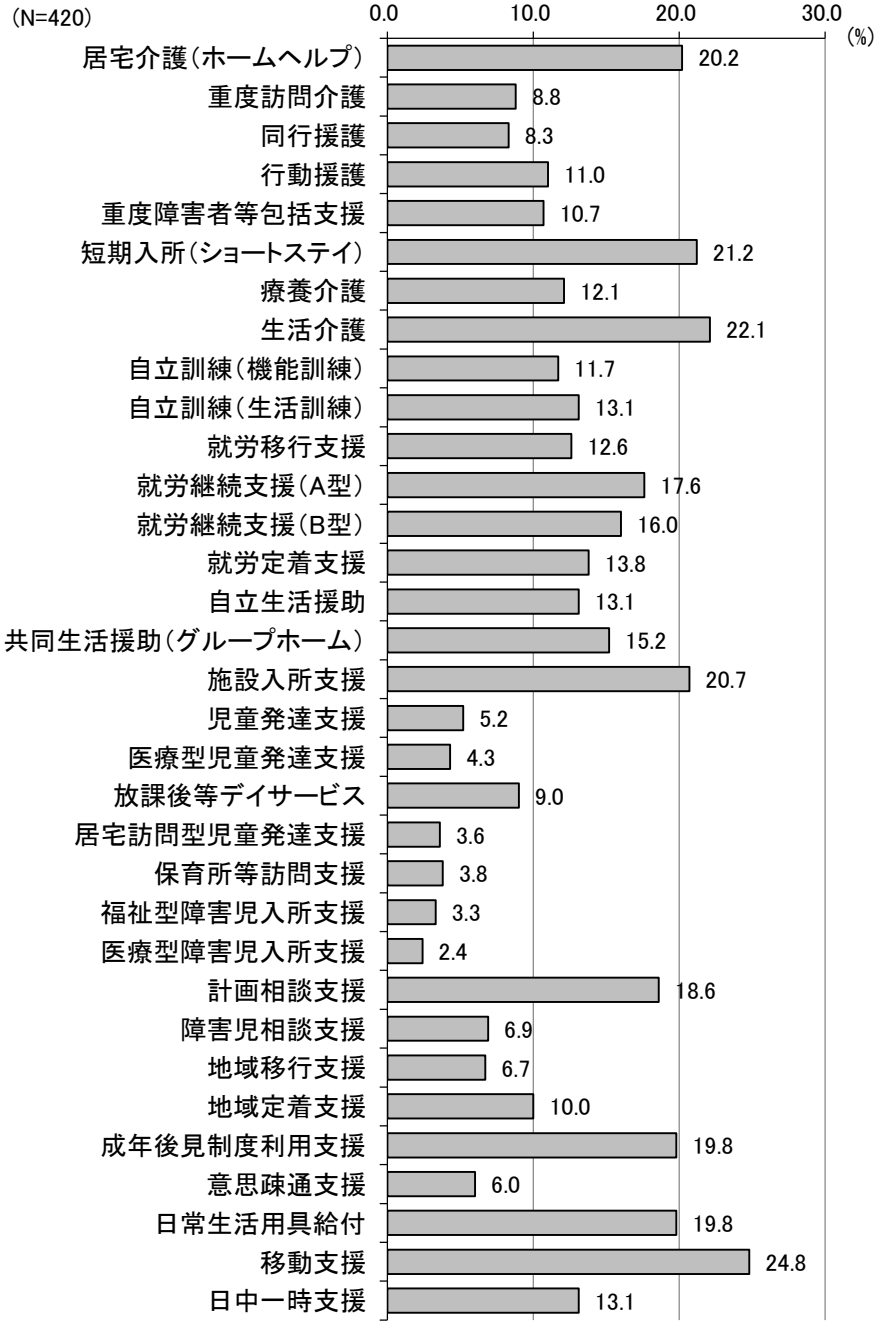

３．団体ヒアリングからみえる障がい者のニーズ

（１）概要

調査目的　：市内の障がい者やその家族で構成する団体、福祉サービスを提供する事業所等を対象とし、活動状況や市の障がい者福祉施策に対する意見を聞き取り、計画づくりに反映する。

調査の対象：本市の障がい者関係団体及び事業所

※市内の団体及び事業所に対して事前にアンケートを実施し、以下の15 団体からヒアリングを行った。

	団体・事業所名		団体・事業所名
1	西条市障害者団体連合会	9	社会福祉法人いしづち会
2	さくら家族会	10	社会福祉協議会
3	肢体不自由児者父母の会	11	社会福祉法人白鳥会
4	視覚障害者協会	12	社会福祉法人あおい会
5	重症心身障害児（者）を守る会	13	社会福祉法人聖風会
6	西腎会	14	聴覚障害者協会
7	レイルネットワーク	15	レインボーキッズ
8	サスケ工房		

（２）結果

４つのテーマを設定し、テーマごとに参加者に発言してもらった結果は、以下のとおりです。

①障がいや障がい者に対する差別解消や理解促進について

〇合理的配慮の促進や差別解消のためには、市民にもっと障がいや障がい者を知り、理解してもらう必要がある。そのためには、情報提供や周知、研修、講習会が必要。

〇障がい児等、地域の中で生活できるような場をつくることが必要。

②障がい者・児に対する福祉サービスについて

〇障がい者が入居できる施設がない、住居確保に対する支援が不足している。また、障がい児に対する福祉サービス、日中活動サービス、外出支援、同行援護について多様化、充実が必要。

〇福祉サービス制度の周知不足、関係者による協議の場が必要。

③地域包括ケアによる地域の連携強化について

〇災害等の緊急時における避難行動や避難所生活について、障がいの特性に応じ連携して支援する体制を構築しなければならない。あわせて、要配慮者台帳の共有、緊急時等の一時預かり施設や連絡網の整備も検討すべき。

〇親なき後問題について、深刻な課題である。

〇医療との連携や、障がいから介護（65 歳問題）へのつなぎ等、地域包括ケアの中心となる連携について、今後さらに重要性が高まってくることが検討課題である。

〇連携につながるイベントや行事を増やしてほしい。

④障がい者の社会参加について

〇就労支援については、市にさらなる協力をしてもらいたい。また、就職した後の就労定着支援が重要である。

〇民間企業等の障がいや障がい者に対する理解が進んでいない。また、就労に関する情報提供がもっと必要。

〇就労することだけが社会参加ではなく、地域とのふれあいも社会参加である。

〇団体会員の高齢化と新規加入者の減少により、今後活動が衰退するおそれがある。

第３章　障がい者施策の重点課題

国における制度改革や社会経済情勢の動向、また、本市における障がい者を取り巻く現状等を踏まえ、今後の障がい者福祉施策の推進にあたって次の項目に取り組むことが求められます。

課題１　共に生きるための暮らしやすい環境づくり

障がいの有無に関わらず、互いに尊重し合い、支え合いながら、ともに暮らし、憩い、働き、学ぶことのできるまちづくりを進めることが求められています。

また、障がい者が参加しやすい地域や社会にしていくために必要なことについて、アンケート調査結果をみると、「施設を利用しやすくする」に次いで「地域の人たちへの広報や障がいに対する理解」がともに４割程度となっており、ハード面、ソフト面ともに充実が求められています。

地域で暮らす一人ひとりが社会の構成員として、障がい者も共に生きる社会をつくるため、障がい者や障がいに関する正しい理解の促進や日常的に交流する機会の創出等に継続的に取り組むことが必要です。

課題２　障がいを理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供

地域で暮らすすべての人が共に生きる社会をつくるため、正しい理解を深め、障がい者を地域で支え合う意識づくりが重要となります。

障がいに対する差別や偏見について、アンケート調査結果をみると、「よく感じる」「時々感じる」をあわせると４割程度の人が『感じる』と回答しており、今後も差別や偏見の解消に向けて啓発活動等の取り組みを推進していくことが求められます。

また、障がい者が生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、相談体制の整備をはじめ、権利擁護等の生活に関わる支援に取り組むことが必要です。さらに、障がい者への虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応についても取り組むことが必要です。

課題３　ライフステージに沿った一貫した施策の展開

障がい者が住み慣れた地域で、自立し、自分らしい生活を送るため、乳幼児期から高齢期に至るまでの各ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備することが求められています。

支援体制を整備するにあたり、個々のライフステージに応じた課題を含む多様な生活ニーズが発生します。これらの多様な幅広いニーズに対応するために、保健・医療・福祉等の関係機関が連携して課題の解決を図り、利用者が望む生活の実現を支援していくことが必要です。

課題４　地域における自立生活を支えるための仕組みづくり

地域で暮らしている人や、これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合を含め、障がい者が自ら住みたい場所で、充実した生活を送ることのできる仕組みを整えることが求められています。

団体ヒアリングでも住まいの充実が求められており、障がい者が地域でその人らしく自立した生活を送れるよう、各種支援制度の充実やより身近な地域でのサービス提供体制を整えることが必要です。

また、平成 28 年６月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」では、『一億総活躍社会』を「女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障がいや難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である。」と定義しています。支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが求められています。

課題５　安全・安心の環境づくり

あらゆる人々が生活に不自由を感じることなく、また身の危険を感じることなく暮らせる環境づくりが求められています。

団体ヒアリングでは、障がい特性に応じた災害時支援が求められており、災害時の支援体制の強化等、災害対策の充実が必要です。また、その他の緊急時においても安全・安心が確保されるよう、防災・防犯対策や交通・輸送体制の整備等の取り組みを推進することが求められます。

第４章　計画の基本的方向な考え方

１．基本理念

基　本　理　念

だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条

本計画では、住民と行政が共にまちづくりを推進していくための基本理念を、「だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条」とします。

この基本理念は、「西条市障害者計画」（平成９年３月策定）の基本理念である「ノーマライゼーション※とリハビリテーション」、その目標である「共に生きる地域社会づくり」を踏襲したもので、具体的には「一人ひとりが尊重しあい、支えあうこと」「一人ひとりが自分の生き方を選べること」「一人ひとりが輝き、自立した生活を送れること」を意味します。

この基本理念に基づき、誰もが安心して、自分らしく生き生きと暮らせる西条をめざします。

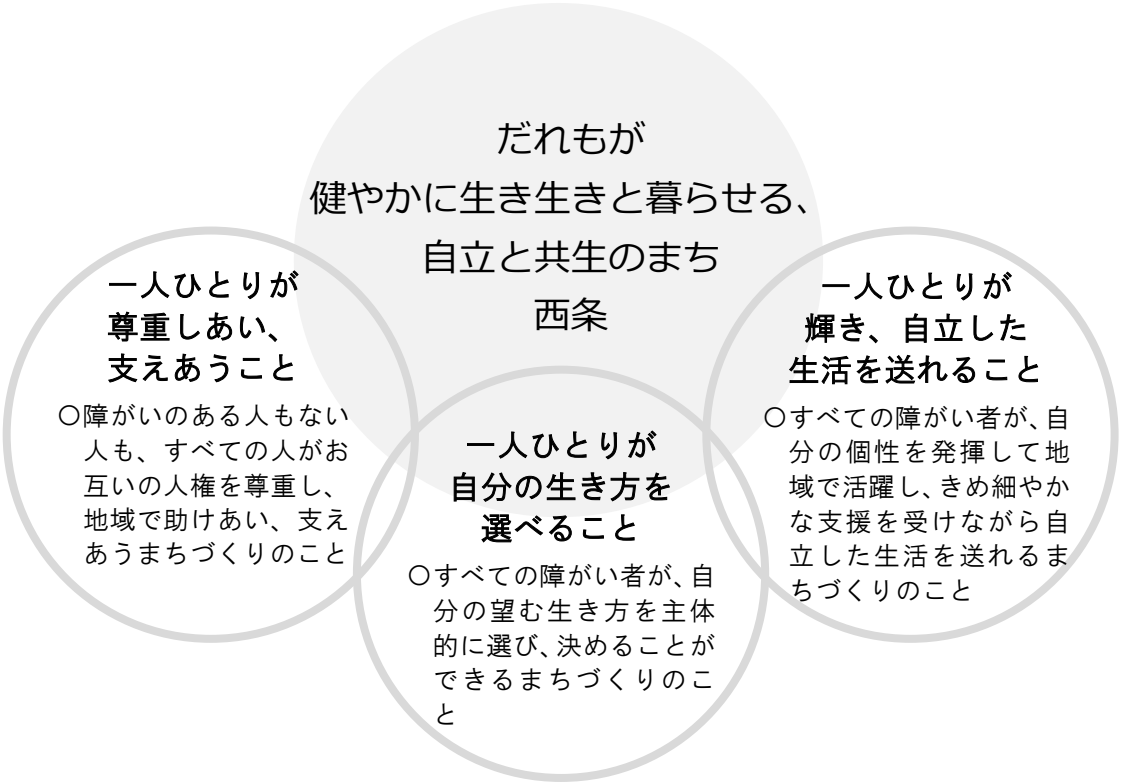

※ノーマライゼーション：障がい者等、社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

２．障がい者基本計画の基本方針

方針１．啓発・広報の推進

障がいの有無に関わらず、地域で共に生きる「ノーマライゼーション」の理念は、本市においても徐々に浸透してきていますが、まだまだ障がい者への差別や偏見がなくなったとは言えません。

家庭や地域、学校、会社等あらゆるところで、子どもから大人に至るまで、すべての住民が互いに尊重しあい、障がいへの正しい理解を深めるため、様々な媒体を活用し、多様な機会を通じて、「障害者差別解消法」に基づく啓発活動を推進していきます。

方針２．保健・医療の充実

障がいの早期発見、療育、治療、医学的リハビリテーションは、健やかな暮らしを支えるために必要不可欠です。

障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療を図るとともに、障がい者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの充実に努めます。

方針３．教育・育成の充実

障がいの有無に関わらず、一人ひとりの個性が尊重され、地域で共に学び、育つことは、豊かな生活を送るうえでとても重要です。

そのため、特別支援学校と地域の学校・幼稚園・保育所が連携しながら、障がいの状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援により基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な教育・育成の充実に努めます。

方針４．雇用・就業の確保

障がい者が地域で生き生きと働くことは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいのある生活を送るために重要です。

一般企業等への就職が困難な方への福祉的就労の場の確保・充実に努めるとともに、障がい者が就業や通所を安定的に続けていくための生活支援を図りながら民間事業所での雇用を積極的に促進し、障がい者の就業の拡大を図ります。

方針５．生活支援サービスの充実

障がい者ができる限り住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障がい者の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることが重要です。

「障害者総合支援法」による自立支援給付、地域生活支援事業、「児童福祉法」による障害児通所給付やその他の各種生活支援サービスの充実に努め、障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを提供し、一人ひとりの生活の質（ＱＯＬ）の向上を図ります。

方針６．生活環境の整備充実

障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくためには、防犯や交通安全、防災等の面での障がい者への配慮や、バリアフリー、ユニバーサルデザインの生活空間づくりが欠かせません。

地域ぐるみで障がい者の安全を見守る支えあいのネットワークづくりを図るとともに、住宅や公共公益施設、道路、交通機関等の環境整備に努めます。

方針７．学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進

多様な場に社会参加し、活躍できる仕組みづくりは、地域で暮らす障がい者の大きな願いです。

外出やコミュニケーションへの支援等を通じて、生涯学習、スポーツ活動、まちづくり活動等、幅広い活動に参加するための条件整備を進めるとともに、障がい者、一人ひとりの個性や能力をまちづくりに最大限に生かします。

方針８．差別の解消、権利擁護の推進

障がいのある人もない人も平等に生活できる社会づくりが大切です。

平成２８年４月の「障害者差別解消法」の施行を受け、障がいに対する理解と差別の解消に努めるとともに、社会的障壁の除去に向けた環境の整備に取り組みます。また、障がい者の権利侵害の未然防止を図るため、虐待防止ネットワークを強化し、障がい者虐待の予防や早期発見・解決に取り組みます。

３．障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本方針

障がい福祉計画・障がい児福祉計画においては、障がい者基本計画の基本理念や基本方針との調和に配慮しつつ、以下の３つの基本方針を掲げ、その実現をめざします。

方針１．自己選択・自己決定ができる環境づくり

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいの種別や程度に関わらず、障がい者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境づくりを進めます。

方針２．障がい種別によらない一元的な福祉サービスの実施

市が中心的な実施主体となり、社会福祉法人、医療法人、企業・組合、ＮＰＯ、個人等、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、障がい種別によらない一元的な福祉サービスの充実を図ります。

方針３．地域生活移行の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

第 2 編

障がい者基本計画

施策の体系

基本理念

だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条

基本方針	施策展開
1．啓発・広報の推進	（1）啓発活動の推進 （2）情報提供の充実 （3）交流機会の拡大 （4）福祉教育の推進 （5）地域福祉の推進
2．保健・医療の充実	（1）地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進 （2）心と体の健康づくりの推進 （3）適切な保健・療育体制の充実
3．教育・育成の充実	（1）特別支援教育の促進 （2）保育・教育環境の充実
4．雇用・就業の確保	（1）一般就労の促進 （2）福祉的就労の促進
5．生活支援サービスの充実	（1）相談体制の充実 （2）在宅生活への支援の充実 （3）日中活動への支援の充実 （4）居住の場への支援の充実
6．生活環境の整備・充実	（1）福祉のまちづくりの推進 （2）円滑なコミュニケーションの支援 （3）生活安全対策の推進
7．学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進	（1）学習・スポーツ活動への参加の促進 （2）団体活動とまちづくり活動の推進
8．差別の解消、権利擁護の推進	（1）障がいを理由とする差別の解消の推進 （2）権利擁護の推進

第１章　啓発・広報の推進

１．啓発活動の推進

●　現状と課題　●

・障がい者が安心して暮らせる地域づくりには、市民全体の理解を得ながら障がい者施策を進めていくことが重要であり、障がい者に対する理解の促進が不可欠です。地域住民すべてが人権尊重の意識を持ち、障がい及び障がい者に対する理解を深めることが基本となります。

・市では、障がい者に対する理解を深めることを目的に市内小学校から障がい者福祉やボランティアに関する標語を募集し、優秀作品に対する表彰、横断幕の掲示を行うことで市民啓発を推進しています。

・市内障害者団体に委託している事業の一環で市内の美化活動として公園の清掃等に障がい者が積極的に参加し、地元自治会や老人クラブ等との連携による障がい者福祉の輪が市民に広がっています。

・各障がい者福祉施設、地域活動支援センター及び障がい者団体によるセミナーの開催や地域の文化祭等の行事参加等、障がい者福祉の啓発に努めています。

・市では県と連携し、平成 28 年 4 月から障がい者が緊急時に提示して必要な支援内容等を伝える「ヘルプカード」を導入し、平成 29 年 10 月からは日常において鞄等に着用して周囲の方に配慮を求める「ヘルプマーク」を導入しています。

●　施策展開の方向　●

・市民との交流や各種団体との連携などあらゆる機会を通して、啓発活動に努め、障がい者に対する理解を一層深めていきます。

・今後も市民に向けて、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発を行っていきます。

２．情報提供の充実

● 現状と課題 ●

・生活のあらゆる場面で情報伝達やコミュニケーションをはじめとする社会的障壁を除去するための配慮（合理的配慮）がなされるよう、障がい者が利用できる各種福祉サービスはもとより生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネット等を通じて的確な情報保障を推進するための環境を整備することが求められています。

・市では、広報紙やホームページの活用はもとより、事業者・団体等の定期刊行物による普及・啓発活動を実施しています。また、視覚障がい者への対応として、関係団体の協力を得て、広報紙の点訳・朗読を行っています。

・西条市社会福祉協議会では、「社協だより」を発行し、各行事や社協事業等の報告・紹介・説明等を掲載し、社協活動に対する理解を得るとともに、種々の福祉サービスの情報提供を行っています。

● 施策展開の方向 ●

・広報紙及びホームページを活用し、障がい及び障がい者に対して必要な情報の提供に努めます。

・聴覚障がい及び音声・言語機能障がいのある人のために、手話通訳者及び要約筆記者を派遣するとともに、市窓口等で相談・手続きの際に必要な手話通釈者を設置します。各総合支所においては、タブレット端末を活用した窓口サービスの提供に努めます。

・障がい者が福祉サービスを利用する際に必要となる市内事業所の情報をまとめた西条市障がい者施設マップの作成・配布を行います。

３．交流機会の拡大

● 現状と課題 ●

・市では、小中学校の児童・生徒が障がい者施設での奉仕活動や慰問活動を行い、学校の文化祭において障がい者施設がバザーに参加するなど、積極的な交流を行っています。

・障がい者と市民の交流の場として、西条市障害者団体連合会による『障がい者福祉のつどい』、『ふれあいの運動会』、西条市社会福祉協議会による『福祉フェスティバル』等を開催しています。

● 施策展開の方向 ●

・市内各小中学校における活動を通じて、人権意識の醸成を目的とした交流事業を継続して実施します。

・障がい者と地域住民との交流の機会を通じて、生きがいのある生活を送れるよう、参加しやすい体制づくりに努めます。

４．福祉教育の推進

● 現状と課題 ●

・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、共に学ぶ学校づくりや、福祉の心を育てていくことが最大の課題といえます。

・学校教育においては、「総合的な学習の時間」に福祉教育を位置づけ、地域にある障がい者支援施設等との交流を積極的に推進しています。また、授業の中で手話や点訳等の体験学習を取り入れている学校もあります。

・西条市社会福祉協議会では、市内小中高校を福祉協力校として指定し、児童・生徒が福祉活動への理解と関心を深めるための取り組みをしています。

● 施策展開の方向 ●

・学校教育の場では各学校の主体性を尊重しつつ、子どもたちが相互に認め合える仲間づくりを進め、障がいを理解できるよう、より充実した福祉教育の推進に取り組みます。

・西条市社会福祉協議会では、福祉のまちづくりに向けた実践力、参画力を養う本格的な学習課外活動を行うとともに、車椅子や補聴器など体験学習関連用具についても整備拡充を行います。

５．地域福祉の推進

● 現状と課題 ●

・障がい者が生き生きとした生活を送るために自治会、民生委員、事業所、ボランティア、行政が一体となった地域福祉の推進は不可欠です。

・地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。

・市では、ボランティアの充実を図るため市内のボランティア団体に対して活動助成を実施しています。また、必要な知識の習得、リーダーの養成等に必要な講座を開催しています。

● 施策展開の方向 ●

・西条市社会福祉協議会（ボランティアセンター）等と連携しながら、これまで以上に幅広い活動と様々な個人・団体との連携・協働を推進します。

第２章　保健・医療の充実

１．地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進

●　現状と課題　●

・障がい者が身近な地域において、健やかで心豊かに暮らすためには、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるようにすることが重要です。

・市では、精神通院医療、人工透析・心臓手術等の更生医療、身体障がい児の育成医療等の自立支援医療を実施しています。また、重度心身障がい者医療等による医療費助成を行っています。

・障がいの原因となる疾病や発症時期は様々であり、また障がいの種類、程度等についても個々に異なるため、障がい者が健康的な日常生活を送ることができるよう、一人ひとりの状態に応じて必要な時に必要な支援が、総合的かつ継続的に受けられるシステムづくりが求められています。そのためには、専門機関と連携しながら、対象者に必要な医療・サービスにつなげていく必要があります。

●　施策展開の方向　●

・地域にある様々な医療機関の連携を図り、県や医師会等への働きかけによる広域連携を推進していきます。さらに、保健・医療・福祉の各分野が連携し、相談、治療、訓練の一貫した体制の整備に努めます。

・自立支援医療や重度心身障がい者医療等により、引き続き障がい者が安心して適切な医療を受けられるように努めます。

２．心と体の健康づくりの推進

● 現状と課題 ●

・障がい者施策としての地域保健には、障がいの原因となる病気を予防すること、障がいを早期に発見して早期治療やリハビリテーションにつなげること、障がい者自身の健康づくりを支援すること等の役割があります。いずれも、様々な障がいや病気の特性、状況に対応し、きめ細かな支援を行っていくことが大切です。

・市では、在宅障がい者の医療相談、療育相談（難病医療相談事業）、地域リハビリテーション支援体制整備事業、精神障がい者の相談会（精神保健事業、家族会）等を活用し、障がい者の健康づくりに対するきめ細やかな支援を実施しています。

・近年、精神疾患を有する患者数は急増しており、心の健康についての対策は一層強化が求められています。特に、いわゆる引きこもりが常態化しているために支援できていない人に対しては、心のケアに適切に対応できる医療環境や相談支援体制の整備を図る必要があります。

● 施策展開の方向 ●

・健康づくりについての普及啓発や、相談対応等の充実を図ります。

・中途障がいの原因となっている生活習慣病の重症化の予防や成人・老人保健対策においても一次予防に重点をおいた取り組みを進めます。

・不安、ストレス等のメンタルヘルス対策を推進するとともに、心の不調への気づきや早期相談・早期治療を支援します。

３．適切な保健・療育体制の充実

● 現状と課題 ●

・障がいのある子どもの成長・発達には、早期からの療育支援が重要であり、医療機関や保育園といった、子どもの成長を見守る機関における発見機能を強化していく必要があります。また、保護者の障がいに対する情報不足や受容のしづらさから療育の開始が遅れるといった課題も出ているため、より敷居の低い相談窓口やきっかけづくりが必要です。

・市では、乳幼児期における発育・発達の確認及び疾病・異常の早期発見、保護者への育児支援を目的とした乳幼児健診・相談等を実施しています。また、ウイングサポートセンターによる相談支援、教育支援、研修会・講演会等を実施しています。

・また、就学前幼児については、「就学前児童ことばの教室開催事業」として幼児検診において、言葉の発達の遅れ等が懸念される幼児に対して、早期の療育を促しています。

・未就学の障がい児に対して個別・集団による指導訓練等の療育支援を行う児童発達支援、発達段階に応じて生活能力向上のための訓練等を行う保育所等訪問指導及び就学児童に対する放課後等デイサービス等の適切な支援を実施しています。

・発達に不安のある未就学児については、市が運営しているかがやき園において、一人一人に合った個別指導計画のもと、発達年齢や特性に応じた療育訓練やリハビリ訓練などを行っており、団体活動や日常生活動作等を学んでいます。

・人工呼吸器を装着している障がい児その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）や重症心身障がい児が利用できる医療、障がい福祉施設等が不足しており、家族の身体的・経済的な負担になっている現状にあります。

● 施策展開の方向 ●

・妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談等、母子保健事業の充実に努めます。

・発達の遅れや障がい等の心配がある子どもについては、専門療育機関での適切な訓練・療育、相談につながるよう、専門的な療育・医療機関と連携し指導や助言等のサポートを継続し、早期発見、早期介入に努めます。

・児童発達支援かがやき園においては、利用者のニーズに即したきめ細やかなサービスを提供し、支援体制の強化を図ります。

- 医療的ケア児や重症心身障がい児が、適切な訪問診療や看護・リハビリ、福祉サービスが受けられるよう、関連分野の支援を総合調整するコーディネーターを配置し、支援体制の整備に取り組みます。

- 障がい児についての情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援することで在宅支援の充実に努めます。

- 発達障がい等の障がいを持つ児童への専門的療育指導のニーズが高まっており、国の指針においても平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上の設置を目標としていることから、本市においては、西条市社会福祉協議会が児童発達支援センター「ひまわり」（仮称）を開設する予定であり、市も施設整備にあたり、手厚い支援をしていきます。

- 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、西条市社会福祉協議会の児童デイサービスセンター「ひまわり」において、保育所等訪問支援を実施しており、保育・教育機関等とのさらなる連携を図り、サービスの充実に努めます。

- 重症心身障がい児を支援する事業所については、関係機関と連携しながら、必要な施設やサービスの確保に向けた取り組みを推進していきます。

- 医療的ケア児支援の協議の場については、心身の状況に応じた保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が連携して受けられるよう、関係機関と情報の共有や支援の在り方について協議するための場を設置します。

第３章　教育・育成の充実

１．特別支援教育の促進

●　現状と課題　●

・障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援を行うためには、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に保育・教育や療育を行うとともに、発達障がいや難病、医療的ケア児等、教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応することが必要です。

・市では、特別支援学級児童生徒の野外活動や児童生徒相互の交流を深めることで、社会生活体験・生活自立・機能訓練等を行うことで障がいのある子ども一人ひとりの状況や特性に応じた適切な指導・支援を行っています。また、就学前の幼児についても関係機関が連携し、教育相談を実施することで適切な就学指導を行っています。

・子どもの発達上の課題に対して、保護者との信頼関係を築き、保護者と発達障がい児が持つ困り感に専門性をもった対応や課題解決のためのアドバイスができる関係職員を育成し、障がい児を中心とした支援体制を確立していくことが必要です。

●　施策展開の方向　●

・障がいのある子どもの施策を考えていく中で、インクルーシブ教育（※）の理念を踏まえ、福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みを構築し、重層的な支援につながるよう、ライフステージを通じた情報の共有化を検討します。

・小・中学校では、一人ひとりの教育的支援のニーズを踏まえた個別の支援計画や指導計画の作成と、それを活用した指導・支援に努めます。さらに、特別支援学校と小・中学校との連携した指導・支援、通級指導設置校と対象児童生徒の在籍校との連携した指導・支援に努めます。

（※）インクルーシブ教育：障害のある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、「通常の学級において」行う教育

２．保育・教育環境の充実

● 現状と課題 ●

・保健・医療・福祉の連携のもとに、障がいの早期発見、相談、指導、通園・通所、さらに教育へといった流れがスムーズに行われるよう、地域における療育支援システムを充実させていくことが大切です。

・市内の保育所において障がいや発達の遅れのある児童の受け入れを促進し、地域で育てる環境づくりに努めています。障がい特性も多様化し、個別の対応が不可欠になっていることから受け入れ体制の充実を図る必要があります。

・保育所、幼稚園等に在籍していない小学校就学前の児童で身体障害者手帳等の交付を受けた児童等に対する療育の一環として、保育所の備えている施設機能を利用して障がい児の福祉の増進や発達支援を図るため、障がい児交流保育を実施しています。

・昼間、就労等で保護者が自宅にいないご家庭の児童を対象に、遊びを主とした健全育成の場を提供する放課後児童クラブにおいても、障がい児の受け入れを行っています。

● 施策展開の方向 ●

・障がいのある子どもやその家族に対して、専門的な療育や相談に地域の中で連携して対応できるよう、体制の整備・充実を図ります。

・障がい児に対して個別に配置した加配保育士が個別指導計画を作成し、特別支援の推進を図ります。また、障がい児保育に対する専門的な知識の研修を実施し、保育士の質の向上を図ります。

・教員や保育士、指導員等の人員の充実や、研修等による教育・保育内容の充実を促進するとともに、幼稚園・保育所と、小学校、市関係各課、ウイングサポートセンター、西条市青少年育成センター、西条市社会福祉協議会の連携を強化して、一貫した支援に努めます。

第４章　雇用・就業の確保

１．一般就労の促進

●　現状と課題　●

・障がい者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるよう総合的な支援をすることが求められます。

・ハローワークをはじめとする関係機関と障がい者雇用に関する情報交換、連絡調整等を積極的に行うなど連携を深め、就業、安定雇用に向けた支援に加え、法定雇用率達成に向けた啓発を行っています。また、障がい者の一般雇用については、働く意欲や能力がありながら就労になかなか結びつかないことが多く、ハローワークや、障害者就業・生活支援センター、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構「愛媛障害者職業センター」等が主体となり、雇用の底上げや職場適応への支援等が行われています。

・「障害者雇用促進法」により常用労働者数 50 人以上規模の民間企業には障がい者雇用率が常用労働者数の 2.0%と定められていますが、平成 29 年６月現在のハローワーク西条管内における障がい者の実雇用率は、民間企業で 1.62%、市町村の機関（本市）で 2.40%となっています。平成 30 年には、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加わることとなります。

・市では、就労を希望する障がい者と障がい者を求人・雇用している企業とのマッチングの場をとして、ハローワーク等の協力を得て西条市障がい者合同就職面接会を実施しています。

●　施策展開の方向　●

・民間企業に対して、障がい者合同就職面接会等の機会を通じて障がい者の雇用促進にかかる啓発活動を行います。

・一人ひとりの希望や障がいの状況に応じた就労支援を行うため、県やハローワーク等と連携して、関係機関によるネットワークを構築するとともに、個別の支援計画に基づく訓練等の機会の提供を図ります。

- 就労する障がい者からの相談や、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援が実施できるよう、就労移行支援事業所等と連携して障がい者の就労定着をめざします。
- 障がい特性に応じた就労支援や多様な就業の機会の確保に努めます。

２．福祉的就労の促進

● 現状と課題 ●

・就労継続支援事業所が障がい福祉サービスとして提供している福祉的就労は、働く実感や喜び等、生きがいを得る場として重要な役割を果たしており、福祉的就労における工賃の引上げに向けた取り組みが必要です。

・市内の福祉的就労は、平成 29 年４月１日時点で就労移行支援事業所として４事業所、就労継続支援Ａ型事業所として２事業所、就労継続支援Ｂ型事業所として 14 事業所、地域活動支援センターとして「ちゅうりっぷ福祉作業所」、「さくらんぼハウス」があり、様々な作業訓練が行われています。

・市では、障がい者施設等からの物品調達方針を策定し、調達実績を公表しています。また、庁内において、物品購入等の際の優先的な利用を依頼しています。

● 施策展開の方向 ●

・障がい者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も展開され、障がい者の自立と社会参画につながるよう、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、受発注の拡大に引き続き取り組みます。

・障がい者のニーズに合わせた様々な形態の就労を選択できるよう、必要な情報を提供するとともに就労継続支援事業所等と連携し、必要な支援に努めます。

・農業と福祉が連携して、農作業の担い手不足の解消と障がい者就労機会を拡大することを目的として「農福連携」の取り組みについても今後検討していきます。

第５章　生活支援サービスの充実

１．相談支援体制の充実

●　現状と課題　●

・障がい者の自己決定を尊重し、地域で生活する障がい者を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要です。様々な障がいに応じた幅広い相談に応じられるよう、相談支援体制を整備するとともに、相談員や事業者等の支援者に対しても育成・研修等の充実を図る必要があります。

・市では、西条市社会福祉協議会と相談支援センター「星の里」に障がい者相談支援センター事業（一般相談支援事業）を委託し、随時、障がい者や家族の相談に応じており、不安を解決するために、身近に、いつでも気軽に相談できる体制づくりを行っています。

・障がい福祉サービスの利用者に対しては、計画相談支援・障がい児相談支援において相談支援専門員が本人の心身の状況、おかれている環境やサービスの利用希望等を勘案し、サービス等利用計画を作成しています。

・ウイングサポートセンターにより、成長・発達に不安のある子の相談支援、教育支援、就労支援等が行われています。

●　施策展開の方向　●

・障がい者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、関係機関が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整等、総合的な相談体制づくりに努めます。

・障がい者の総合的な相談窓口である「基幹相談支援センター」を拠点とした相談支援体制の構築を検討します。

２．在宅生活への支援の充実

● 現状と課題 ●

・障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、年金や手当等の経済的支援に加え、在宅生活を支える様々な福祉サービスが必要となります。また、介護を担う家族の負担の軽減も、障がい者の生活支援の一環と考えることができます。

・市では、「障害者総合支援法」に基づく、「居宅介護等の福祉サービス」、「補装具費の支給」や「日常生活用具の給付」を障がい者の状況に応じて適正に提供するほか、障害基礎年金、特別児童扶養手当等の支給、各種税制度の優遇、NHK 受信料・公共施設の利用料減免、交通機関による各種割引制度等の周知を行うことで、障がい者の生活支援に努めています。

・障がい者の外出支援については、市では、地域生活支援事業による移動支援事業、各種タクシー利用助成券の交付事業等を実施し、在宅生活をサポートしています。

● 施策展開の方向 ●

・「障害者総合支援法」に基づく、自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援、同行援護）の給付や補装具費の支給を円滑に進めるとともに、地域生活支援事業である日常生活用具給付の充実に努めます。

・各種手当の給付事業や市独自に実施している事業については、利用者ニーズの把握と迅速かつ的確な周知・提供に努めます。

・障がい者の状況や外出目的等に応じて対応できるよう、地域生活支援事業における「移動支援事業」の柔軟な運用に努めます。

３．日中活動への支援の充実

● 現状と課題 ●

・日中活動の場は、日々の生活リズムを整えるとともに、他者との交流を通じた社会との関係を保つ場として大切です。社会と関わり、充実した生活を送るためには、一人ひとりの心身の状況に応じた（医療的ケアを含む）日中活動の場を整備することが必要です。

・市における、障がい者の福祉的就労や訓練、作業、交流等を行う日中活動の場としては、「福祉的就労の促進」の項で記した就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター等があります。このほか、地域における市民の交流の場、学習の場として、「西条市総合福祉センター」や各地域の「福祉センター」、「地域交流センター」等があり、障がい者に対する在宅介護サービスの充実と地域福祉の推進を図る拠点施設として機能しています。また、地域活動支援センター（「ちゅうりっぷ福祉作業所」、「さくらんぼハウス」）においては、障がい者の社会参加と創作活動、交流及び訓練の場の確保に努めています。

● 施策展開の方向 ●

・障がい者の状況や要望の的確な把握に努め、意向に沿えるよう、通所型サービスの充実に努めます。

・引き続き、日中活動の場の確保に努めるほか、重症心身障がい児（者）の日中活動の場については、県や関係機関、東予地域の他市とも連携・協力をしながら、そのあり方についてさらなる検討を進めます。

・新たに創設された「共生型サービス」については、現在介護保険や障がい福祉サービスの指定を受けている事業者や新たに指定を受けようとする事業者に対し、制度の周知を図るなど、国での議論も踏まえながら、介護保険および障がい福祉担当課が連携して取り組みます。

４．居住の場への支援の充実

● 現状と課題 ●

・障がい者が地域で安心して暮らせるよう、設備等に配慮された市営住宅の整備・供給や、民間住宅等の整備の支援を進めることが大切です。

・軽度の障がい者は施設入所が困難であるため、社会福祉法人等に対して、グループホームの開設を積極的に働きかける必要があります。

・生活環境では、障がいの多様化に応じた支援体制の整備が着実に進められていますが近々の課題として、障がい者の家族の高齢化に伴う介護負担の軽減や、親なき後の生活の不安を解消するための、住まいの場の確保等に向けた取り組みについて早急に対応を検討する必要があります。

● 施策展開の方向 ●

・利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、既存の施設サービスの適切な実施を積極的に促進します。

・障がい者の地域生活を促進するため、グループホームの整備、充実に向けて社会福祉法人や NPO 等へ情報提供を行い、設置に向けた総合的な支援を推進します。特に、精神障がい者の受け入れ可能な施設の開設を推進します。

・在宅生活を希望する障がい者が住居を借りる際に支障がないようにするため、公的保証人制度創設等の検討を進めます。

第６章　生活環境の整備・充実

１．福祉のまちづくりの推進

●　現状と課題　●

・障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を実現するためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化等、障がい者に配慮したまちづくりが重要です。

・市では、公共空間の整備にあたっては、歩道等の段差解消等を実施し、可能な限り、バリアフリー、ユニバーサルデザインへの配慮に努めています。また、交通量の多い区域においては、カラー舗装や誘導標識の設置等に努めています。

・市営住宅の建替えの際には、可能な限り、バリアフリー、ユニバーサルデザインの取り入れに努めています。

●　施策展開の方向　●

・道路や公園、公共建築物等について、障がい者にやさしい公共空間づくりに努めるとともに、バリアフリー、ユニバーサルデザインの取り入れに際し、積極的に障がい者の意見を聞き、整備計画に反映させるよう努めます。

・市営住宅については、引き続き改修や建替えの際のバリアフリー、ユニバーサルデザインの取り入れに努めます。

２．円滑なコミュニケーションの支援

● 現状と課題 ●

・聴覚、音声・言語機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある人の意思疎通を仲介するコミュニケーション支援事業を充実させていくことが大切です。

・市では、意思疎通支援事業として、聴覚、音声・言語機能等に障がいがある人のコミュニケーション手段を確保し、社会参加を促進するため、市に設置通訳者を常駐させるとともに、手話通訳者及び要約筆記者を登録し、ニーズに応じて派遣しています。

・「奉仕員養成研修事業」（地域生活支援事業）として、障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、点訳、朗読、要約筆記及び手話通訳奉仕員の養成講座を西条市社会福祉協議会に委託して開催しています。

● 施策展開の方向 ●

・生活のあらゆる場面で情報伝達やコミュニケーションをはじめとする社会的障壁を除去するための配慮（合理的配慮）がなされるよう、広報紙やインターネット等を通じて合理的配慮について啓発を行うとともに、誰もが必要な情報を的確に得られるよう、障がいの種類や特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図ります。

・手話について市民の理解を深めるとともに、手話を普及し、手話通訳者の設置、派遣事業及び要約筆記者の派遣事業の充実、手話奉仕員の養成等により、手話を使用できる環境を整備します。

３．生活安全対策の推進

● 現状と課題 ●

・障がい者が地域で安全に暮らしていくために、防災体制の充実は不可欠です。災害等の緊急時に支援が必要な人に対して、速やかに避難・援助が行えるよう、日頃から地域コミュニティ活動の連携強化を図り、災害訓練等を通して要支援者の情報把握に努め、地域の支援体制づくりの強化に引き続き取り組む必要があります。

・市では、災害時や体調不良等の緊急時に必要な支援や配慮を受けられるように、具体的な困り事や手助けの方法等を書いて携帯するヘルプカード及びヘルプマーク（平成29 年度から実施）を希望者対象に配布しています。

・障がい者が消費被害にあったり、事故や犯罪に巻き込まれたりすることがないよう、地域における日ごろの防犯体制の整備を進めることが必要です。

・西条市地域防災計画において、福祉避難所の指定を行い、福祉避難所の避難所看板には避難所のピクトグラムのほか車椅子のピクトグラムの表示を行っています。

・障がい者福祉施設においては、消防訓練（消火、通報、避難）が各施設の防災計画等に基づき実施されていますが、消防署の職員を派遣しての指導も実施しています。

● 施策展開の方向 ●

・災害等の緊急時において、障がい者の安全を確保できるよう、障がい者に対する防災知識や災害に関する情報提供の充実、避難行動要支援者の情報の集約、避難所の整備、地域住民による見守りネットワーク化の促進等、支援体制づくりを推進します。

・要援護者支援計画に基づき、現在の計画を確実に実施できるよう協議を進めるとともに、避難所については、民間施設との協定等、福祉避難所の確保と、災害時における業務の在り方について、協議を進めます。また、災害時支援用バンダナの配布についても、県とも連携しながら検討します。

・市民の自主防犯活動を支援するとともに、警察・防犯協会等の関係団体との連携を一層強化し、犯罪の少ない安全・安心なまちづくりを推進します。

・障がい者やその家族等に対し、悪質商法等の被害の未然防止、早期発見、拡大防止のための情報の提供、啓発活動を行います。

第７章　学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進

１．学習・スポーツ活動への参加の促進

●　現状と課題　●

・障がい者の生涯学習やスポーツへの参加は、社会参加という視点だけではなく、健康増進と交流の輪を広げ生活を豊かにするうえで重要であるため、これらの活動に参加し、楽しむことができる機会を増やしていくことが必要です。

・市では、障がい者団体が自立更生に向けた県外研修会やスポーツ講習会に参加するにあたり、積極的な支援をしています。また、福祉プールやふれあいの運動会等の開催を支援し、交流と親睦を図っています。さらに、研修機器・スポーツ用具購入や障がい者団体スポーツ大会開催に対して、積極的に支援しています。

・障がい者が地域において、生涯学習やスポーツに親しむことができるようにするためには、障がい者のニーズに応じた生涯学習、スポーツに関する取り組みが必要であり、障がいの有無にかかわらず、活動できる環境づくりが重要となります。

●　施策展開の方向　●

・地域における多様な学習機会に障がい者が気軽に参加できるよう、障がい特性に配慮した施策展開に努めます。

・障がい者がより気軽に参加できるようなスポーツ・レクリエーション活動の開催、障がい者団体によるスポーツレクリエーションイベントやサークル活動の支援を促進します。また、その活動を支える指導者やボランティアの育成などにも努めます。

２．団体活動とまちづくり活動の推進

● 現状と課題 ●

・障がい者の社会参加の促進を図るうえで、障がい者や家族、その関係者による地域住民との関わりをつくる組織的活動が重要になります。

・市では、障がい者の当事者の会や家族会による団体が複数あり、各団体の自主的な活動に対する支援を積極的に行っています。団体では様々な活動を展開している一方で、市民との交流拡大が求められています。

・市では、知的障がい者団体が社会参加や自立更生を目的として実施しているボランティア活動に対して、積極的な支援をしています。

・障がい者団体は、障がい者の自立や社会参加を促進する組織として重要であり、今後も障がい者や家族の加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していく必要があります。

● 施策展開の方向 ●

・障がい者団体やボランティア団体等の諸活動に対する援助をはじめ、これらの団体の育成・支援に努めます。

・障がい者団体やボランティア団体等が開催するイベント等の情報を広報紙やホームページに掲載するなど、活動内容の周知・啓発に積極的に協力します。

・市で実施する各種施策・事業について、障がい者の参画を積極的に促進します。

第８章　差別の解消、権利擁護の推進

１．障がいを理由とする差別の解消の推進

●　現状と課題　●

・平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法）」という。」が施行され、行政機関や民間企業等では、障がいを理由とした不当な差別的取扱いが禁止され、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表示があった場合には、合理的配慮を提供することが義務化されました。

・「障害者週間（12 月３日～12 月９日）」や「人権週間（12 月４日～12 月 10 日）」などを契機に、障がいと障がい者に対する正しい理解と理解を深めるための啓発活動を行っています。

・「障害者差別解消法」の施行に併せ、市役所職員の対応要領の策定、関係職員に対する研修を実施しています。

●　施策展開の方向　●

・障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について国が作成する事例集を用いた周知・啓発活動、多くの市民が参加する研修・講演会を行うことで障がいに対する正しい理解と差別の解消に努めます。

２．権利擁護の推進

● 現状と課題 ●

・障がい者に対する虐待は、その人の尊厳を害するものであり、自立及び社会参加にとっても、虐待を防止することが極めて重要です。

・市では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、社会福祉課内に設置されている西条市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の予防及び早期発見・解決に向けた取り組みを行っています。

・市では、精神障がい者や知的障がい者の権利を擁護することを目的とした、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）を実施しています。

● 施策展開の方向 ●

・西条市障がい者自立支援協議会を中心とする、虐待防止ネットワークの強化により障がい者虐待の予防や早期発見・解決に取り組みます。

・障がい者虐待については、擁護者や施設従事者が虐待の定義を認識していないために発生するケースや、事業所の職員に対する指導・教育不足が背景とみられる通報事例があるため、虐待防止や権利擁護に関する研修会等を開催し、認識の共有を図るとともに、その周知・啓発に努めます。

・福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るとともに、福祉サービス等に関する苦情については、各相談支援事業所や社会福祉課内に相談窓口を設置し、県等と連携して解決に努めます。

・西条市社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の促進を図ることにより、後見に至らない方にも適切なサービスを提供します。また、利用者の増加に対応できるよう支援体制の充実を図ります。

・判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度について、本人や家族、支援者等に対し、制度の周知を図ります。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく利用促進基本計画の策定に向け、制度運用の改善や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進します。

第 3 編

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第１章　平成 32 年度の数値目標

１．施設入所者の地域生活移行者数

施設入所者数について、国は「平成 28 年度末の２％以上削減」を目標に掲げており、本計画においては４人（2.0％）の削減を目標とします。

地域生活への移行者数について、国は「平成 28 年度末施設入所者の９％以上」を目標に掲げており、本計画においては 18 人（9.1％）を目標とします。

国の基本指針	●施設入所者数：平成 28 年度末の<u>2％以上削減</u> ●地域移行者数：平成 28 年度末施設入所者の<u>9％以上</u>	
指標	実績及び **目標値**	考え方
【基準値】 施設入所者数[A]	198 人	平成 28 年度末(3月 31 日)時点の施設入所者数
計画目標年度の 入所者数[B]	194 人	平成 32 年度末(3月 31 日) 時点の施設入所者数
入所者数の削減目標 （[A]－[B]）	**4人** **(2.0%)**	[A]－[B]の人数 （既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き）
施設入所者の地域生活 への移行者数	**18 人** **(9.1%)**	施設入所からグループホーム等へ移行した人数

２．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	●平成 32 年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域・各市町村）を設置	
指標	**目標値**	考え方
協議の場の設置	**1か所**	平成 32 年度末（3月 31 日）までに、市内における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場を設置

３．地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	●平成 32 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備	
指標	**目標値**	考え方
地域生活支援拠点等の数	**1か所**	平成 32 年度末（3月 31 日）時点の、市内における地域生活支援拠点（または複数の施設・事業所等によるネットワーク）の数

４．福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針	●一般就労への移行者数：平成 28 年度の 1.5 倍 ●就労移行支援事業利用者：平成 28 年度の2割増 ●移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上 ●就労定着支援1年後の就労定着率：8割以上	
指標	実績及び **目標値**	考え方
【基準値】 福祉施設からの一般就労移行者数	9人	平成 28 年度1年間において、福祉施設から退所し、一般就労へ移行した人数
福祉施設からの一般就労移行者数	**14 人** **（1.6 倍）**	平成 32 年度末(3月 31 日) 時点の、福祉施設から退所し、一般就労へ移行した人数
【基準値】 就労移行支援事業の利用者数	17 人	平成 28 年度末（3月 31 日）時点の、就労移行支援事業の利用者数
就労移行支援事業の利用者数	**21 人** **（1.3 倍）**	平成 32 年度末（3月 31 日）時点の、就労移行支援事業の利用者数
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	**5割以上**	平成 32 年度末（3月 31 日）時点の、就労移行支援事業所数のうち、就労移行率が3割以上の事業所数
就労定着支援1年後定着率	**8割以上**	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率 （就労定着支援：5人、就労定着：4人を目標とする）

５．障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	●児童発達支援センターを<u>各市町村に少なくとも1か所設置</u> ●保育所等訪問支援を利用できる体制を<u>各市町村で構築</u> ●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを<u>各市町村に少なくとも1か所確保</u> ●医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成 30 年度末まで）

指標	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置数	**1か所**	平成 32 年度末（3月 31 日）時点の、市内における児童発達支援センター
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	**有** **（1か所）**	平成 32 年度末（3月 31 日）までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
重症心身障がい児を支援する事業所の確保数	**1か所**	平成 32 年度末（3月 31 日）時点の、市内における重症心身障がい児を支援する事業所
医療的ケア児支援の協議の場の設置	**1か所**	平成 30 年度末（3月 31 日）までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

第２章　障がい福祉サービスの見込みと確保方策

１．訪問系サービス

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護等居宅での生活全般にわたる支援。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護等総合的な介護。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時における移動支援。
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援。
重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な人に対する居宅介護その他の包括的な介護。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延時間／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		Ｈ27年度	Ｈ28年度	Ｈ29年度	Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
合計	実人数	201	208	223	220	230	235
	延時間	3, 964	3, 960	4, 144	4, 000	4, 000	4, 000

■見込みの考え方と確保策

介護者の高齢化などにより、必要なサービス量の増加が予想されるため、介護保険サービス提供事業者に対して、障がい福祉サービスへの参入を働きかけるほか、市外事業所の利用を含めてサービス提供体制の確保を図ります。

２．日中活動系サービス

（１）生活介護・療養介護

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
生活介護	障がい者支援施設等の施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会提供。
療養介護	医療が必要な人に対して、病院等で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延人日／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		Ｈ27年度	Ｈ28年度	Ｈ29年度	Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
生活介護	実人数	305	295	315	300	300	300
	延人日	5,669	5,709	5,973	5,750	5,790	5,830
療養介護	実人数	16	17	16	20	20	20

■見込みの考え方と確保策

生活介護に・療養介護ともに、利用者はほぼ横ばいを見込んでいます。
今後はサービスの充実を図るとともに、利用の状況に応じて、提供体制の整備を検討します。

（２）生活自立に向けたリハビリテーションサービス

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延人日／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		Ｈ27年度	Ｈ28年度	Ｈ29年度	Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
自立訓練（機能訓練）	実人数	1	1	2	5	5	5
	延人日	8	21	34	30	30	30
自立訓練（生活訓練）	実人数	6	8	12	15	20	25
	延人日	141	120	211	130	130	130
合計	実人数	7	9	14	20	25	30
	延人日	149	141	245	160	160	160

■見込みの考え方と確保策

機能訓練は横ばいを、生活訓練は微増を見込んでいます。
生活訓練については、増加する見込みの利用者に対応できるよう、提供体制の整備に努めます。

（３）就労移行支援・就労継続支援

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供を行う。
就労継続支援Ａ型（雇用型）	企業就労等が困難な人で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な人を対象に、雇用契約に基づき、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労継続支援B型（非雇用型）	就労移行支援事業等を利用したが、企業就労等に結びつかなかった人や一定年齢に達している人等を対象に、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延人日／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		Ｈ27年度	Ｈ28年度	Ｈ29年度	Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
就労移行支援	実人数	9	17	16	17	19	21
	延人日	165	381	285	290	305	335
就労継続支援Ａ型	実人数	86	95	101	105	115	130
	延人日	1, 740	1, 915	2, 088	2, 100	2, 300	2, 550
就労継続支援B型	実人数	186	209	254	230	250	280
	延人日	3, 085	3, 446	4, 064	3, 800	4, 150	4, 550
合計	実人数	281	321	371	2, 351	2, 571	2, 851
	延人日	4, 990	5, 742	6, 437	4, 240	4, 600	5, 015

■見込みの考え方と確保策

就労移行支援は横ばいを、就労継続支援Ａ型・Ｂ型は増加を見込んでいます。
就労移行支援については、自立支援協議会や相談支援事業所、公共職業安定所等と連携し、サービスの利用促進や企業の受け皿拡大に努めます。
就労継続支援Ａ型・Ｂ型については、利用者の増加に対応できるよう、提供体制の整備を図るともに、障がい者の就労支援や工賃の向上等に努めます。

（４）就労定着支援事業〈新設事業〉

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
就労定着支援事業	就業に伴う生活面の課題に対応できるようにするための事業所・家族との連絡調整等の支援。

■見込み（単位：実人数・延回数／月）

サービス種別	単位	見込み		
		Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
就労定着支援事業	実人数	5	6	8

■見込みの考え方と確保策

就労定着支援は、平成 30 年度から開始する新サービスであるため、サービスの周知を図るとともに、利用促進に努めます。

（５）短期入所

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
短期入所	介護者が病気等の理由で一時的に介護ができない時に、障がい者施設等で障がい者を預かり、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延人日／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		Ｈ27年度	Ｈ28年度	Ｈ29年度	Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
短期入所（福祉型）	実人数	34	37	32	36	40	45
	延人日	162	222	221	270	360	490
短期入所（医療型）	実人数	―	―	―	4	5	5
	延人日	―	―	―	30	40	60

■見込みの考え方と確保策

障がい者の在宅生活を支援するとともに、介護者の負担軽減のため、事業所との調整を図るとともに、新規事業者も視野に入れたサービスの拡充に努めます。

３．居住系サービス

（１）施設入所支援

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護。

■実績の推移と見込み（単位：実人数／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		Ｈ27年度	Ｈ28年度	Ｈ29年度	Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
施設入所支援	実人数	204	194	207	200	200	200

■見込みの考え方と確保策

利用者は横ばいを見込んでいます。
施設入所者の生活を支援するとともに、地域移行が可能な施設入所者に対して、適切な情報提供に努めます。

（２）共同生活援助

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
共同生活援助	グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助。

■実績の推移と見込み（単位：実人数／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		Ｈ27年度	Ｈ28年度	Ｈ29年度	Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
共同生活援助	実人数	55	55	59	56	56	56

■見込みの考え方と確保策

利用者は横ばいを見込んでいます。
今後はサービスの充実を図るとともに、利用の状況に応じて、提供体制の整備を検討します。

（３）自立生活援助〈新設事業〉

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
自立生活援助	円滑な地域生活に向けて、共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援を利用していた人を対象とした定期的な巡回訪問や随時の対応による相談・助言等。

■見込み（単位：実人数／月）

サービス種別	単位	見込み		
		Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
自立生活援助	実人数	80	80	80

■見込みの考え方と確保策

自立生活援助は、平成 30 年度から開始する新サービスであるため、入所施設やグループホーム等の利用者への情報提供を行い、利用促進を図るとともに、提供体制の整備に努めます。

４．相談支援

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者が、安心して地域生活を送れるように一人ひとりのニーズに応じたサービスが利用できるよう、ケア計画の策定を行うとともに、継続的に計画の見直し等を行う。
地域移行支援	障がい者入所施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方が、居宅生活に移行する場合に、生活基盤の確保等、必要となる支援を行う。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
計画相談支援	実人数	135	166	174	250	310	380
地域移行支援	実人数	0	0	0	5	5	5
地域定着支援	実人数	4	12	14	20	20	20
合計	実人数	139	178	188	275	335	405

■見込みの考え方と確保策

計画相談支援は年々利用者数が増えていることから、今後もサービスの充実を図り、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。

地域移行支援・地域定着支援は横ばいを見込んでいます。障がい者が地域で安心して生活できるよう、自立支援協議会や事業所等との連携のもと、その移行支援に努めます。

５．地域生活支援事業

（１）移動支援事業

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進する。 個別支援型　　：個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延時間／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		Ｈ27年度	Ｈ28年度	Ｈ29年度	Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
移動支援事業	実人数	50	60	60	75	80	90
	延時間	395	407	476	480	520	570

■見込みの考え方と確保策

障がい者、またその介護者の高齢化に伴い、利用者は増加すると見込んでいます。今後も社会福祉協議会や事業所等との連携のもと、必要なサービス量の確保と支援の充実に努めます。

（２）相談支援事業

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
相談支援事業 〈地域支援事業〉	①　福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ②　ピアカウンセリング ③　権利の擁護のための援助 （成年後見制度利用支援事業や虐待防止への対応を含む） ④　地域自立支援協議会の運営

■実績の推移と見込み（単位：実人数／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
相談支援事業	実人数	14	15	15	16	18	20

■見込みの考え方と確保策

利用者は増加を見込んでいます。
今後も障がい者やその家族からの相談に応じて、必要な情報の提供や援助等を行うとともに、事業者や関係機関との連絡調整等を総合的に推進します。

（３）補装具費の支給

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
補装具費の支給	補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車椅子等があります。「補装具費の支給」サービスでは、補装具を必要とする身体障がい者に購入費や修理費の給付を行っています。他の自立支援給付と同様に、いずれも費用の１割が自己負担です（低所得者の軽減措置あり）。

■見込みの考え方と確保策

利用者は増加を見込んでいます。
今後も障がい者やその家族からの相談に応じて、必要な情報の提供や援助等を行うとともに、事業者や関係機関との連絡調整等を総合的に推進します。

（４）日常生活用具給付等事業

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の、身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、障がい者の入浴、食事、移動等を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計等、在宅療養等を支援する用具。
情報･意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具等、排泄管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具	手すりの取り付け、段差の解消等、小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。

■実績の推移と見込み（単位：延件数／年）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
介護訓練支援用具	延件数	16	9	9	10	10	10
自立生活支援用具	延件数	22	10	18	17	18	20
在宅療養等支援用具	延件数	12	14	12	13	14	15
情報･意思疎通支援用具	延件数	21	22	82	40	43	45
排せつ管理支援用具	延件数	2, 317	2, 397	2, 790	3, 300	3, 700	4, 000
居宅生活動作補助用具	延件数	2	4	4	4	5	5

■見込みの考え方と確保策

利用者は増加を見込んでいます。
今後も障がい者に対して日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するために日常生活用具等の給付を推進します。

（５）意思疎通支援事業

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
意思疎通支援事業	意思疎通支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方」に、「手話通訳者等や、要約筆記奉仕員を派遣するサービス」です。（この事業は、手話通訳を市に設置する事業を含みます。）なお、手話については、国家資格として「手話通訳士」が、県の認定資格として「手話通訳者」があり、言葉の使い分けがされています。

■実績の推移と見込み（単位：延回数／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		Ｈ27年度	Ｈ28年度	Ｈ29年度	Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
手話設置	延回数	0	0	18	21	24	28
要約筆記	延回数	0	2	5	6	8	10
手話通訳	延回数	13	8	13	15	18	20
合計	延回数	13	10	36	42	50	58

■見込みの考え方と確保策

利用者は増加を見込んでいます。
今後も聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支援が必要な方に対する手話通訳者や要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置を推進します。

（６）自立支援医療

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
自立支援医療	自立支援医療は、障がい者医療に関する経済的支援制度で、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」があり、他の自立支援給付と同様に、いずれも医療費の１割が自己負担です（低所得者の軽減措置あり）。 「更生医療」は、「18 歳以上の身体障がい者の障がいの軽減・機能改善(人工透析、人工股関節手術、心臓手術等)のための医療費支給」、「育成医療」は、「18 歳未満の身体障がい児の手術等の医療（斜視、股関節、「奇形」、心臓等の手術、人工透析等）のための医療費支給」、「精神通院医療」は「精神障がい等、心の病気による通院医療費の支給」です。

■実績の推移と見込み（単位：実人数／年）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
更生医療	実人数	494	473	480	485	490	500
育成医療	実人数	39	38	38	40	40	40
合計	実人数	533	511	518	525	530	540

■見込みの考え方と確保策

更生医療の利用者は増加を、育成医療は横ばいを見込んでいます。
今後も障がい者の医療にかかる費用の負担軽減のため、サービスの周知を図るとともに、適正なサービス実施を推進します。

（７）訪問入浴サービス事業

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	入浴設備を備えた専用車が自宅を訪問して入浴介護を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延回数／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		Ｈ27年度	Ｈ28年度	Ｈ29年度	Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
訪問入浴サービス事業	実人数	5	5	5	6	6	6
	延回数	32	32	32	35	35	35

■見込みの考え方と確保策

利用者は横ばいを見込んでいます。
今後も社会福祉協議会等との連携のもと、サービス実施を推進します。

（８）成年後見制度利用支援事業

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力に乏しい知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護を促進するため、市長が行う成年後見制度利用の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の一部を助成します。

■実績の推移と見込み（単位：実人数／年）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		Ｈ27年度	Ｈ28年度	Ｈ29年度	Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
成年後見制度利用支援事業	実人数	5	9	4	6	10	15

■見込みの考え方と確保策

利用者は増加を見込んでいます。
今後も成年後見制度の周知を図るとともに、判断能力に乏しい障がい者の安全・安心な生活のため、事業を推進します。

第３章　障がい児福祉サービスの見込みと確保方策

１．通所による支援

（１）児童発達支援

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がい児等に、通所施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延人日／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		Ｈ27年度	Ｈ28年度	Ｈ29年度	Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
児童発達支援	実人数	104	109	114	120	125	130
	延人日	452	494	600	720	865	1,030

■見込みの考え方と確保策

障がい児の増加に伴い、利用も増加を見込んでいます。
今後は、増加する見込みの利用者に対応できるよう、新規事業者も視野に入れた提供体制の整備に努めるとともに、子育て支援課等の関係部署との連携強化を図ります。

（２）放課後等デイサービス

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
放課後等デイサービス	就学中の障がい児等に、授業終了後または夏休み等の休業日中に、通所施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延人日／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		Ｈ27年度	Ｈ28年度	Ｈ29年度	Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
放課後等デイサービス	実人数	102	147	200	250	330	450
	延人日	839	1,469	1,603	1,750	1,900	2,050

■見込みの考え方と確保策

第４次計画期間において利用者が大幅に増加しており、今後も利用者の増加を見込んでいます。

今後は、増加する見込みの利用者に対応できるよう、新規事業者も視野に入れた提供体制の整備に努めるとともに、放課後等デイサービスガイドラインの周知を行い、サービスの質の向上を図ります。

（３）保育所等訪問支援

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延人日／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		Ｈ27年度	Ｈ28年度	Ｈ29年度	Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
保育所等訪問支援	実人数	2	2	2	5	5	5
	延人日	3	2	2	5	5	5

■見込みの考え方と確保策

利用者は横ばいを見込んでいます。
児童発達支援センターの開設に合わせ、サービス提供体制の整備と充実を図ります。

（４）居宅訪問型児童発達支援〈新設事業〉

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって、外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

■見込み（単位：実人数・延回数／月）

サービス種別	単位	見込み		
		Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
居宅訪問型児童発達支援	実人数	4	4	4
	延回数	20	20	20

■見込みの考え方と確保策

居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年度から開始する新サービスであるため、利用者への情報提供を行い、利用促進を図るとともに、提供体制の整備に努めます。

２．相談支援

（１）障がい児相談支援

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する児童に対して、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとに計画の検証を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		Ｈ27年度	Ｈ28年度	Ｈ29年度	Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
障がい児相談支援	実人数	57	78	86	95	105	115

■見込みの考え方と確保策

障がい児の増加に伴い、利用者も増加を見込んでいます。
今後は、相談支援専門員の増員を検討するなど、支援を必要とする障がい児が必要かつ適切なサービスを受けられるよう、支援体制の整備に努めます。

３．医療的ケア児への支援の体制づくり

（１）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置〈新設事業〉

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備する費用を給付する。

■見込み（単位：実人数／年）

サービス種別	単位	見込み		
		Ｈ30年度	Ｈ31年度	Ｈ32年度
配置人数	実人数	1	1	1

■見込みの考え方と確保策

医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、相談支援事業所等と連携し、保健、医療、福祉等の各関連分野との調整を行う人材の確保に努めます。

第 4 編

計画推進に向けて

第１章　計画の推進体制

１．計画の推進体制の確立

第５次障がい者福祉計画の推進にあたっては、障がい者団体の代表や、指定相談支援事業者、サービス事業所、医療・福祉・教育関係者等で構成される「西条市障がい者自立支援協議会」において、在宅サービス、相談支援、権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行い、幅広い意見交換をし、各施策の進捗状況の定期的な把握を図るとともに、計画の着実な推進に努めます。

２．専門従事者の育成・確保

県や近隣市町、関係機関等との連携を通じて、障がい者福祉施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の確保に努めます。とりわけ、障がい者の健康維持、機能回復、生活支援に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、精神保健福祉士、医療福祉士、訪問介護員等の専門職を広域的な連携のもとに確保し、資質の向上に努めていきます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催等を通じて、障がい者に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

３．行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じ、行政職員の障がい者への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

第２章　計画の点検及び評価

障がい福祉計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、「西条市障がい者自立支援協議会」に報告し、点検、評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策に対する助言や提言をいただきます。また、前記の助言や提言を尊重しつつ、Plan・Do・Check・Action の管理手法をとりながら、質の高い福祉施策を推進します。

■PDCA サイクルのイメージ

第 5 編

資料編

p.31【第２編　第１章　５．地域福祉の推進】

■ボランティア連絡協議会加盟団体

グループ名	活動内容
朗読グループ木精（こだま）	声の広報、朗読図書づくり
東予・周桑地区精神保健ボランティアグループあやとり	精神障がい者の社会復帰を支援
手話サークルひまわり	手話の普及、各福祉行事への支援
東予点訳サークル	点字の普及
東予・周桑ＶＹＳ連合協議会	人形劇、キャンプ等を通じた児童の健全育成
西条ＢＢＳ会	青少年の社会復帰を支援
ボランティアしらさぎ	独居高齢者への給食サービス、施設訪問
東予陶芸クラブやきやき会	高齢者や障がい者を対象とした焼き物教室開催
要約筆記オリーブ西条	要約筆記の普及
手話学習会スマイル	子どもたちへの手話の指導
環境美化の会	市内の緑化及び美化運動
国際交流２１st. センチュリー	外国人との交流会開催等
美窯会ボランティア	高齢者等を対象とした陶芸教室の開催等
オレンジペコ	童謡やナツメロを通じて高齢者との交流
パソボラネット西条	パソコンを通して高齢者や障がい者と交流
絵手紙描こう会	絵手紙を通して高齢者や障がい者と交流
お話しポケット	子どもたちに絵本や童話の読み聞かせ
布絵	布の絵本、リサイクルおもちゃの作成等
傾聴ボランティア　イリス	施設の高齢者等の話し相手
陶芸ボランティア　みなみ	高齢者等を対象とした陶芸教室の開催等
丹原にほんごの会	地域の外国人に対し日本語を普及
子育てつくしんぼの会	行事等開催時の託児支援
茶道ボランティア松柏会（しょうはくかい）	茶道にちなんだ福祉活動を実施
道前太鼓ＬＡ・ＢＡＮＴＡ	太鼓による施設などへのボランティア訪問演奏
西条朗読奉仕会	声の広報、朗読図書づくり、各福祉行事への支援
西条点訳奉仕会	点字広報、点字図書づくり、各福祉行事への支援
西条サークルコスモス	手話通訳、施設訪問、各福祉行事への支援
グループつゆ草	高齢者や障がい者を友愛訪問等
西条市総合文化会館友の会	自主事業、団体の支援活動等
出逢いの会	施設訪問、障がい者スポーツの支援
西条おもちゃ図書館　ぽけっと	障がい児のための手作りおもちゃの作成等
エリス	国際交流イベントの支援、英語通訳等
ボーイスカウト（愛媛県連盟）西条地区	青少年の健全育成
西条高校ＪＲＣ	老人ホーム慰問、募金活動等
西条北中学校ＪＲＣ委員会	募金活動、牛乳パック回収等
西条ひかりの子文庫	子どもを対象とした読み聞かせ等

■ボランティア連絡協議会加盟団体（続き）

グループ名	活動内容
西条市精神保健グループ　ふぁみりー	精神障がい者の社会復帰を支援
ハーモニー（ハンディをもつ人のふつうのくらしを作る会）	ハンディをもつ人が普通の生活ができるよう支援
絵手紙彩々(いろいろ)会	絵手紙教室の開催等
手話サークルかけ橋	手話を通じたボランティア活動
愛媛県退職公務員連盟西条支部	伝統文化の継承等
西条家庭教育研究会	子育て相談、青少年健全育成に関する諸問題の相談
祭彩華	よさこいを通じたまちづくり
傾聴ボランティアフルール	傾聴ボランティア活動
西条子どもの未来を考える会	子育て支援活動

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

p.33【第２編　第２章　２．心と体の健康づくりの推進】

①健康診査事業

■健康診査受診者数　（平成 28 年度）

診査・検診名	種別	受診者数(人)
健康診査	18歳～39歳・生活保護	1,283
	特定健康診査	5,910
	後期高齢者健康診査	1,371
	合計	8,564

■検診受診者数　（平成 28 年度）

検診名	受診者数（人）	検診名	受診者数（人）
肝炎検診	735	子宮がん検診	4,816
肺がん検診	8,096	乳がん検診	4,103
肺がんＣＴ検診	487	超音波検診	4,769
胃がん検診	6,430	前立腺がん検診	1,197
大腸がん検診	8,701	骨粗しょう症検診	255

特定健康診査後は、結果に基づいてグループに分け、リスクの程度に合わせた特定保健指導を行っています。

■特定保健指導者数　（平成 28 年度）

対応	種別	参加者数(人)
特定保健指導	動機付け支援	114
	積極的支援	25
	合計	139

②健康教育推進事業

■健康教育受講者数　（平成 28 年度）

健康教育名	内　容	受講者数（人）
集団健康教育	生活習慣病・歯周疾患･骨粗鬆症･薬･食生活等	14,674

③運動推進事業

■運動推進事業参加者数　（平成 28 年度）

教室名	開催回数（回）	参加者数（人）
すっきりスリム教室	455	6,146
高地運動教室	20	396
ウォーキング教室	173	2,801
自由トレーニング		36,295
障がい者トレーニング		1,026

④健康相談事業

■健康相談受診者数　（平成 28 年度）

訪問対象者	開催回数（回）	相談者数(人)
総合健康相談	1,182	1,997
重点健康相談	116	680

⑤訪問指導事業

■訪問指導被訪問者数　（平成 28 年度）

訪問対象者	被訪問者数(人)	訪問対象者	被訪問者数(人)
健診後要指導者	446	閉じこもり予防	0
認知症者	0	国保適正受診指導	10
精神疾患	90	その他	48

p.34【第２編　第２章　３．適切な保健・療育体制の充実】

①母子健康診査事業

■母子健康診査受診者数　（平成 28 年度）

診査・健診名	健診の対象	交付枚数（枚）	受診者数（人）
個別健診	妊娠第１回目	822	796
	妊娠第２回目	822	806
	妊娠第３回目	822	808
	妊娠第４回目	822	822
	妊娠第５回目	822	781
	合計	4,110	4,013

■母子健康診査受診者数　（平成 28 年度）

診査・健診名	健診の対象	交付枚数（枚）	受診者数（人）
個別健診	乳児前期	794	715
	乳児後期	794	704
	合計	1,588	1,419

診査・健診名	健診の対象	開催回数	対象者数（人）	受診者数（人）
集団健診	３か月児	36	785	761
	１歳６か月児	24	851	795
	３歳児	24	900	907
	合計	84	2,536	2,463

②乳幼児発達相談事業

■乳幼児発達相談開催回数・相談人数　（平成 28 年度）

相談名	開催回数（回）	相談人数（人）※
精神発達相談	4	16（16）
身体発達相談	6	12（15）

※相談人数の（　）内の数は延べ人数を表します。

③母子保健指導事業（育児支援教室）

■母子保健指導育児支援教室実施回数・相談人数　（平成 28 年度）

育児支援教室	実施回数（回）	指導組数（組）※
４教室	86	83（552）

※指導組数の（　）内の数は延べ組数を表します。

④母子保健指導事業（両親学級）

■母子保健指導両親学級実施回数・相談人数　（平成 28 年度）

両親学級	実施回数（回）	指導組数（人）※
両親学級 （初妊婦とその夫）	32 （１コース４回×８コース）	妊婦 133（371）、夫 101

※指導組数の（　）内の数は延べ人数を表します。

⑤母子保健指導事業（乳幼児相談）

■母子保健指導乳幼児相談人数　（平成 28 年度）

乳幼児相談	実人数（人）	延べ人数（人）
乳児	240	477
幼児	171	377

⑥母子保健指導事業（訪問指導）

■母子保健指導訪問指導被訪問者数　（平成 28 年度）

訪問対象者	被訪問者数（人）	訪問対象者	被訪問者数（人）
妊婦	8	産婦	686
新生児	25	未熟児	63
乳児	664	幼児	25
その他	0		

⑦子育て総合相談（ぽかぽか広場）

子育て総合相談来所者数（平成 17 年 10 月から実施）　（平成 28 年度）

子育て総合相談	実人数（人）	延べ人数（人）
ぽかぽか広場	425	1,166

p.36【第２編　第３章　１．特別支援教育の促進】

■主な特別支援学校等における本市の在学者数

区　分	小学部		中学部		高等部		合　計	
	全数（人）	本市（人）	全数（人）	本市（人）	全数（人）	本市（人）	全数（人）	本市（人）
県立今治特別支援学校（今治市）	85	23	56	15	123	40	264	78
県立新居浜特別支援学校（新居浜市）	73	8	70	12	120	22	263	42
県立松山盲学校（松山市）	5	0	6	0	28	4	39	4
県立松山聾学校（松山市）	8	0	10	0	5	1	23	1
県立しげのぶ特別支援学校（東温市）	59	4	46	5	53	4	158	13
県立みなら特別支援学校（東温市）	110	0	102	2	182	0	394	2
合　計	340	35	290	34	511	71	1,141	140

p.37【第２編　第３章　２．保育・教育環境の充実】

■市内障がい児保育の対象者（平成 29 年４月１日現在）

区分	保育所名	障がいの種別						合計
		身体障がい児		知的障がい児		その他の障がい		
		重度（人）	中軽度（人）	重度（人）	中軽度（人）	重度（人）	中軽度（人）	
公立	禎瑞保育所	2				5	8	15
	東予南保育所	1				2	11	14
	東予中央保育所		1				9	10
	東予北保育所					2	11	13
	河北保育所				2		11	13
	庄内保育所						6	6
	丹原保育所						21	21
	田野保育所				1		5	6
	小松東保育所	1				3		4
	小松西保育所	1			5	2	12	20
	石根保育所					1	15	16
	合　計	5	1	0	8	15	109	138
私立	みのり保育園					1		1
	西条保育所					1	1	2
	神拝保育園						2	2
	めぐみ保育園	1					3	4
	古川保育園						8	8
	中川さくら保育園					1	3	4
	橘保育園						1	1
	みどり保育園					1		1
	わかば保育園						1	1
	富士保育園					1	3	4
	合　計	1	0	0	0	5	22	28

p.38【第２編　第４章　１．一般就労の促進】

■障がい者の雇用状況（平成29年６月現在）

区　分		法定雇用率（%）	実雇用率（%）		
			ハローワーク西条管内	愛媛県	全国
民間企業		2.00	1.62	1.97	1.97
地方公共団体	都道府県の機関	2.30	－	2.40	－
	都道府県等の教育委員会	2.20	－	2.31	－
	市町村の機関	2.30	2.40	2.50	－

■ハローワーク西条の障がい者職業紹介状況（各年度3月末現在）

区　分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
期末現在登録者数（人）＜求職中の方＞	131	153	146	136	105
年間紹介件数（件）	137	179	153	162	227
年間就職件数（件）	63	62	72	89	90

p.40【第２編　第４章　２．福祉的就労の促進】

■市内施設利用者の就職状況

施設名	種別（分類）	民間企業等への就職の状況（人）				備考
		25年度	26年度	27年度	28年度	
道前育成園	障がい者支援施設	0	0	0	0	知的障がい者入所更生施設時を含む
東予学園	障がい者支援施設	0	0	0	0	知的障がい者入所更生施設時を含む
星の里	障がい者支援施設	0	0	0	0	知的障がい者入所更生施設時を含む
西条福祉園	障がい者支援施設	0	0	0	0	
東予希望の家	障がい者支援施設	0	0	0	0	
ていずい	障がい者支援施設	0	0	0	0	
西条福祉園	就労移行支援	0	0	0	0	
東予希望の家	就労移行支援	2	0	1	0	
あけぼの	就労移行支援	0	0	1	1	地域活動センター時を含む
とうふ工房ていずい	就労移行支援				1	
野菜工房ていずい	就労継続支援Ａ型	1	0	2	0	
サスケ工房西条	就労継続支援Ａ型		0	3	0	
西条福祉園	就労継続支援Ｂ型	0	0	0	0	
東予希望の家	就労継続支援Ｂ型	0	0	0	0	
くろ～ば～	就労継続支援Ｂ型	0	0	0	0	
とうふ工房ていずい	就労継続支援Ｂ型	0	0	0	0	
ラ・スリーズ	就労継続支援Ｂ型	1	1	0	0	
あけぼの	就労継続支援Ｂ型	0	1	0	0	地域活動センター時を含む
障害者事業所ピース	就労継続支援Ｂ型	0	3	1	1	
さくらす	就労継続支援Ｂ型		0	0	0	
カイト西条	就労継続支援Ｂ型			0	2	
いろの和	就労継続支援Ｂ型			0	0	
エンパワメント	就労継続支援Ｂ型				0	
Ｖisee	就労継続支援Ｂ型				0	
未来翔	就労継続支援Ｂ型					知的障がい者入所更生施設時を含む
ちゅうりっぷ福祉作業所	地域活動支援センター	0	1	0	0	
さくらんぼハウス	地域活動支援センター	0	1	0	0	

p.41【第２編　第５章　１．相談支援体制の充実】

■主な相談機関

主な分野	名称	所在地	電話・ＦＡＸ
障がい者福祉全般	西条市役所保健福祉部 社会福祉課障がい者福祉係	西条市明屋敷 164	TEL　0897-52-1214 FAX　0897-52-1294
	東予総合支所市民福祉課	西条市周布 349-1	TEL　0898-64-2700 FAX　0898-65-4363
	丹原総合支所市民福祉課	西条市丹原町池田 1733-1	TEL　0898-68-7300 FAX　0898-68-4769
	小松総合支所市民福祉課	西条市小松町新屋敷甲 496	TEL　0898-72-2111 FAX　0898-72-4048
保健全般	市役所保健福祉部 健康医療推進課	西条市神拝 324-2 西条市総合福祉センター2 階	TEL　0897-52-1215 FAX　0897-52-1293
地域福祉・困りごと （相談支援事業）	西条市社会福祉協議会本所	西条市周布 606-１ 西条市東予総合福祉センター内	TEL　0898-64-2600 FAX　0898-64-3920
	社会福祉法人あおい会	西条市大浜 6324	TEL　0897-53-1112 FAX　0897-53-1113
就業・生活支援	えひめ障害者就業・生活支援センター	松山市道後町 2-12-11	TEL　089-917-8516 FAX　089-917-8518
	障害者就業・生活支援センター「あみ」	今治市北宝来町 2-2-12	TEL　0898-34-8811 FAX　0898-34-8833
	障がい者就業・生活支援センター「エール」	新居浜市泉池町 8-40	TEL　0897-32-5630 FAX　0897-32-5630
精神障がい者支援	精神障害者地域活動支援センター「まごころの会」	新居浜市北新町 1-40	TEL　0897-35-2223 FAX　0897-35-2223
	今治市精神障害者地域活動支援センター「ときめき」	今治市天保山町 2-2-1	TEL　0898-34-3081 FAX　0898-34-3082
精神保健・難病	愛媛県心と体の健康センター	松山市本町 7-2	TEL　089-911-3880 FAX　089-923-8797
	愛媛県難病・相談支援センター	松山市本町 7-2 愛媛県心と体の健康センター内	TEL　089-917-8784 FAX　089-923-8797
児童相談	東予児童相談所	新居浜市星原町 14-38	TEL　0897-43-3000 FAX　0897-43-3004
障がい者福祉全般	障害者 110 番	松山市道後町 2-12-11 愛媛県身体障害者福祉センター	TEL　089-925-0133 FAX　089-923-3717
就業	ハローワーク　西条	西条市大町受 315-４	TEL　0897-56-3015 FAX　0897-56-3001
発達障がい等	東部ウイングサポートセンター	西条市大町 68-6	TEL　0897-56-8114 FAX　0897-56-8186
	西部ウイングサポートセンター	西条市丹原町池田 1561-3	TEL　0898-68-1520 FAX　0898-68-1524

p.42【第２編　第５章　２．在宅生活への支援の充実】

■その他の在宅生活支援サービス

《生活支援》

対象					名称	概要	事業の分類	実施主体
身体	知的	精神	難病	児				
○				○	人工肛門受便器給付事業	人工肛門を造設している方で、身体障害者手帳の取得が出来ない者に対し、ストマ装具の購入費を月額 2,000 円を限度に給付	市単独事業（福祉基金事業）	市
○				○	人工膀胱受尿器給付事業	人工ぼうこうを造設している方で、身体障害者手帳の取得が出来ない者に対し、ストマ装具の購入費を月額 2,000 円を限度に給付	市単独事業（福祉基金事業）	市
○				○	聴覚障害者用ファクシミリ設置等扶助費支援事業	聴覚言語障がい者の役員及びボランティアの自宅に設置したファクシミリの利用料金の一部(基本料金部分)を助成	市単独事業（福祉基金事業）	市
○	○	○		○	障害者結婚祝金支給事業	当市に住所を有する障がい者が結婚するにあたり、一組につき 10,000 円の祝金を支給	市単独事業（福祉基金事業）	市
○				○	補聴器相談会開催事業	聴覚障がい者の利便の向上を目的として、補聴器業者協力のもと、毎月 1 回以上補聴器に対する相談受付と修理会を実施（年間 18 回実施）	市単独事業	市
○	○	○		○	心身障害者(児)公衆浴場無料開放事業	市内の浴場を無料で開放することで心身のリラックスの場及び健常者とのふれあいの場を提供	市単独事業	市
○	○	○		○	障害者紙おむつ等支給事業	在宅でねたきり状態が６か月以上の障がい者で常時紙おむつを使用している者に対し、月額 6,000 円を限度に紙おむつを支給	市単独事業（福祉基金事業）	市
○				○	料理教室開催事業	在宅の視覚障がい者と聴覚言語障がい者に対し各月１回料理教室を開催することにより、当該障がい者の生活訓練を実施し、在宅で生活できる能力を身に付けようとするもの	地域生活支援事業	市
○				○	訪問理美容サービス事業	重度の在宅身体障がい者で、理容室や美容室に行くことが困難な者に対して、自宅へ訪問してサービスを提供	市単独事業	市
○	○	○	○	○	障害者日中一時支援事業	在宅の障がい者が保護者の用事等で日中一時的に介護できないときに障がい者福祉施設に支援を依頼するもの	地域生活支援事業	市
			○	○	タイムケアサービス事業	特別支援学校及び特別支援学級に通学している児童・生徒について、放課後一時的に障がい者福祉施設において支援するもの。	地域生活支援事業	市

《社会参加支援》

対象					名称	概要	事業の分類	実施主体
身体	知的	精神	難病	児				
○	○	○	○	○	移動支援事業	障がい者が社会参加や買い物等で外出するとき、当該障がい者の安全を図りながら、目的地までの誘導等の支援をするもの。	地域生活支援事業	市
○	○	○	○	○	身体障害者（児）訪問入浴サービス事業	身体的な理由により自宅の風呂を利用することが困難な者に対して自宅まで入浴車を派遣し、ヘルパーが付いて安全かつ快適に入浴していただくもの	地域生活支援事業	市
○					身体障害者自動車運転免許取得費補助金	身体障がい者が就職等のために普通自動車 1 種免許を取得するにあたり、取得に要した経費の 1/2 を補助するもの(限度額 1 件 100,000 円)	地域生活支援事業	市
○					身体障害者用自動車改造費助成事業補助金	身体障がい者が運転できるよう障がい部位に合わせてハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造するにあたり、改造に要した経費を補助するもの (限度額 1 件 100,000 円)	地域生活支援事業	市

《交通関連支援》

対象					名称	概要	事業の分類	実施主体
身体	知的	精神	難病	児				
				○	特別支援学校等帰省扶助費支給事業	養護学校等の寄宿舎（寮）を利用している児童、生徒が帰省するにあたり、その経費（バス代、電車代、ガソリン代）を年間７回を限度に助成	市単独事業 (福祉基金事業)	市
○	○	○		○	重度障害者(児)タクシー利用助成事業	重度障がい者の社会参加の促進と利便の向上を図るため、市内タクシー業者を利用する場合、基本料金について年間 24 回を限度に助成	市単独事業 (福祉基金事業)	市
○				○	重度身体障害者移動支援事業	在宅の重度障がい者で常時車椅子を利用している者に対して、外出の手段として車椅子やストレッチャーに対応したタクシーの利用を提供するもの。年間 24 枚を限度に 3,000 円のタクシー券を支給	市単独事業	市

《経済的支援》

対象					名称	概要	事業の分類	実施主体
身体	知的	精神	難病	児				
○	○	○	○	○	在宅ねたきり等心身障害者(児)介護手当支給事業	在宅でねたきり状態が６か月以上の障がい者を介護している者に対し、その労苦に対し月額 5,000 円を支給	市単独事業	市
○	○	○	○	○	心身障害者扶養共済制度推進事業	身体障害者手帳１～３級、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持している障がい者(児)の保護者が自分の死亡した後の障がい者の経済的な安定を考えて加入する年金保険制度であり、同制度の加入者が死亡または重度障がい者になった場合は、対象となっている障がい者に対し終身一定額の年金を支給	他の法律に基づく事業	市
○	○	○	○	○	特別障害者手当等給付事業	在宅の重度障がい者(児)に対し、特別障害者手当(経過的福祉手当)、障害児福祉手当を支給することにより、日常生活の介護負担の軽減を図ることを目的として支給	他の法律に基づく事業	市

p.31【第２編　第６章　３．生活安全対策の推進】

■消防署による訓練指導回数（東消防署）（平成 28 年度実績）

訓練内容	訓練・指導回数（回）
障がい者福祉施設の訓練指導回数	9
その他の福祉施設の訓練指導回数	24
障がい者福祉施設の救急訓練回数（人工呼吸、応急手当）	3
その他の福祉施設の救急訓練回数（人工呼吸、応急手当）	12

■消防署による訓練指導回数（東消防署）（平成 28 年度実績）

訓練内容	訓練・指導回数（回）
障がい者福祉施設の訓練指導回数	8
その他の福祉施設の訓練指導回数	30
障がい者福祉施設の救急訓練回数（人工呼吸、応急手当）	5
その他の福祉施設の救急訓練回数（人工呼吸、応急手当）	11

p.48【第２編　第７章　１．学習・スポーツ活動への参加の促進】

■西条市で開催されている主な障がい者のスポーツ・レクリエーション

事業名	内　容	回（人）数
障がい者福祉のつどい開催事業	障がい者間の融和と親睦を図るとともに、市民に対して障がい者問題への関心と理解を深めるための啓発として行うもので、市と西条市障害者団体連合会との共催により、市内の障がい者が一堂に会しての表彰式典、体験発表、作品発表、その他演芸大会等を行います。	約 400 名参加
障害者（児）対外福祉活動事業費補助金（福祉基金事業）	障がい者が県外の研修やスポーツ大会に参加するもの。旅費の２分の１を限度に補助します。	
ふれあいの運動会開催費補助金事業	普段スポーツに親しむ市内の障がい者が一堂に会し、軽スポーツに親しむもの。高齢者やボランティアとの交流へ経費の一部を補助します。	約 700 名参加
障害者団体活動費補助金事業	西条市障害者団体連合会に対し活動費の一部を補助することにより、障がい者自身が社会参加、スポーツ活動、文化活動、研修活動を積極的に企画し、自立更生の意欲を高めます。	会員約 1,000 人

p.51【第２編　第８章　２．権利擁護の推進】

■虐待に関する相談等及び虐待認定件数

年度	区分	養護者による虐待（件）	障がい者福祉施設従事者等による虐待（件）	合計（件）
平成 24 年度	相談・通報・届出	2	3	5
	虐待認定	1	1	2
平成 25 年度	相談・通報・届出	3	2	5
	虐待認定	1	0	1
平成 26 年度	相談・通報・届出	5	1	6
	虐待認定	2	0	2
平成 27 年度	相談・通報・届出	8	2	10
	虐待認定	4	0	4
平成 28 年度	相談・通報・届出	5	2	7
	虐待認定	1	0	1

法施行後、平成24年度10月１日以降の状況を記載

第５次西条市障がい者福祉計画
（第４次障がい者基本計画、第５次障がい福祉計画、第１次障がい児福祉計画）

発行日　　平成 30 年３月
編集・発行　西条市　保健福祉部社会福祉課
〒793-8601
愛媛県西条市明屋敷 164 番地
TEL　0897-56-5151（代）